

第六十三回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 十 五 号

昭和四十五年四月十七日(金曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長 八木 徹雄君

理事 久野 忠治君

理事 河野 洋平君

理事 谷川 和穂君

理事 正木 良明君

有田 喜一君

塩崎 潤君

野中 英二君

松永 光君

吉田 実君

川村 継義君

新井 彬之君

麻生 良方君

出席政府委員

文部省管理局長

委員外の出席者

参 考 (日本私立大学連盟会長)

参 考 (日本私立大学連盟会長)

参 考 (日本私立大学連盟会長)

参 考 (日本私立大学連盟会長)

参 考 (日本私立大学連盟会長)

参 考 (日本私立大学連盟会長)

参 考 (日本私立大学連盟会長)

参 考 (日本私立大学連盟会長)

参 考 (日本私立大学連盟会長)

参 考 (日本私立大学連盟会長)

参 考 (日本私立大学連盟会長)

参 考 (日本私立大学連盟会長)

参 考 (日本私立大学連盟会長)

参 考 (日本私立大学連盟会長)

参 考 (日本私立大学連盟会長)

参 考 (日本私立大学連盟会長)

参 考 (日本私立大学連盟会長)

参 考 (日本私立大学連盟会長)

参 考 (日本私立大学連盟会長)

参 考 (日本私立大学連盟会長)

○八木委員長 これより会議を開きます。
日本私学振興財団法案を議題とし、審査を進めます。

本日、御出席をいただきました参考人の方々は、日本私立大学連盟会長時子山常三郎君、日本歯科大学学長中原実君、朝日新聞社論説委員永井道雄君、日本私立大学協会会長神方弘毅君、以上四名の方々であります。

この際、参考人各位にごあいさつを申し上げます。

参考人各位におかれましては、御多用中のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会におきましては、目下日本私学振興財団法案について審査を進めておりますが、本案について参考人各位より御意見を伺いたしまして、その審査の参考をいたしたいと存じますので、自由闊達な御意見を述べさせていただきますようお願いいたします。

なお、御意見を承る順序といたしましては、まず時子山参考人、次に神方参考人、次に中原参考人、次に永井参考人の順に、お一人約二十分程度で一通り御意見をお述べ願ひまして、その後、委員の質疑があれば、これにお答えいただきたいと思います。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長長の許可を受けてから行なうことになっております。また、参考人からは委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、この点あらかじめ御承知願ひたいと存じます。それでは、まず時子山参考人よりお願いいたします。

○時子山参考人 時子山でございます。私学振興財団法につきまして連日御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。私学の中には、個人的ないろいろ御意見があるようでござい

ますが、私は、全私学連合の代表といたしまして、私学連合の機関決定に従ひまして、以下申し上げさせていただきます。

昭和三十七年ごろから、私学団体は人件費を含む国庫補助を要望してまいりました。それは全私学連合の機関決定に基づく要望であるということに申し上げたいと思ひます。昨年の十二月十日に、私学法制定二十周年を記念するにあたりまして、人件費国庫補助期成大会というものを開きました。この大会には、日本私立大学連盟、日本私立大学協会、私立大学懇話会、日本私立短期大学協会、日本私立中等高等学校連合会、日本私立小学校連合会、日本私立幼稚園連合会、いわゆる私学七団体の代表が約七百名出席いたしました。国または地方自治体による人件費二分の一補助の要望を出すことを大会決議としたのでございます。

この場合に、この提案を大会でなされたのは、本日お見えになっております私立大学協会の会長の神方先生でございます。これに對しまして、いま申し上げました七団体の代表が賛成演説をいたしました。いま申し上げました内容の大会決議が行なわれたのであります。その後、ことしの一月二十日になりました。全私学連合代表者会議と全私学連合私学予算対策委員会の合同会議をいたしました。同様な決議をいたしましたのであります。その後、三月に入りまして、何回か全私学連合代表者会議あるいは私立大学振興政策委員会におきまして、要望実現について協議いたしてまいりました。そこで、与党あるいは政府の先生方の御尽力によりまして私学振興財団法案というものをつくっていただきました。これにつきましていろいろ私学側で審議したのでございます。

第二番目といたしまして、この私学振興財団法に対する私学の論議を簡単に申し上げたいと思ひます。私学振興財団法案につきまして私学団体で

取り上げました、主として問題とされましたのは、役員の問題と運営審議会の問題であつたわけでございます。この「財団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。」この第一項にございまして、第二項に、「前項の理事のほか、非常勤の理事四人以内を置くことができる。」とあつて、「置く」となっていないのでございまして、「できる」ということであれば、場合によつては置かないこともできるのではないか。非常勤の理事のほうに私学の代表者が入るようなことになりはしないだろうか。それから役員

の任命につきまして「理事長及び監事は、文部大臣が任命する。」とありまして、他の「理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。」同じ理事であつて任命のしかたが違つておるといふことであります。こゝろの役員は、理事長が任命する。理事は、理事長が任命する。監事は、理事長が任命する。この点にございまして、いろいろ議論がありまして、問題じゃないかといふことであります。

次に、運営審議会でございますが、この運営審議会には、理事長の諮問に應じたり、理事長に意見を述べることができるという程度にとどまつてお

る。次に、運営審議会でございますが、この運営審議会には、理事長の諮問に應じたり、理事長に意見を述べることができるという程度にとどまつてお

る。次に、運営審議会でございますが、この運営審議会には、理事長の諮問に應じたり、理事長に意見を述べることができるという程度にとどまつてお

るのは、私学の意見が十分反映されたいのではないかと、問題になったわけでありま
す。教育またはその振興方策について広い意見を
有する者のうちから、理事長が文部大臣の承認を
受けて任命することになっておるけれど
も、これも運用によつては十分私学側の意見が反
映できないじゃないかという問題点を指摘された
のであります。しかしながら、これは運用よろ
しきを得れば、あるいはこの法律の趣旨を踏みは
ずすことがなければ、弊害も除去され得るのでは
ないかという話もだんだんと出てまいった
のであります。

第三の問題といたしましては、私立学校法一部
改正について、またいろいろ意見が出てまいりま
した。ことに第十三条十項の二と三について議論
が戦わされたのであります。その第二で、当該学
校法人の設置する当該補助金に係る私立学校の学
科若しくは大学院の研究科の増設又は収容定員の
増加に係る計画が、法令の規定又はその実施に関
し所轄庁が定めた規程に違反することとなると認
める場合において、当該計画の変更又は中止を勧
告すること。これは問題となった第一点であり
ます。次に第三号に「当該学校法人の設置する当
該補助金に係る私立学校が設備、授業その他の事
項につき法令又は所轄庁の規程に違反した場合に
おいて、その変更を命ずること。」「こういうこと
はどうだろう。もちろん、これにつきましては私
立大学審議会等の意見を聞くことになっておりま
す。また、法令または規程に違反する場合である
から当然ではないかという意見がありましたし、
また私学の中にも、すでに世間で問題になってお
る学校もありませんので、これで私学もむ
しろ姿勢を示すべきではないか、そういう意味で
これは入っておるのではないかと、いろいろな意見
もございました。しかし、私立学校法第五十九条
の第二項、第三項、第四項にすでに規定がありま
すので、新たにこれを加える必要があるかどうか
という点で、私立大学の入件費を含む経常費助
成拡大に名をかりて大学自治の干渉となるおそれ

がある、妥当でないという意見も、また強く打ち
出されてまいりました。

こういう意見が出ましたけれども、以上、いろ
いろ私学側も研究いたしました。結局問題は、
私学振興財団法の趣旨、内容をいかに生かすとい
うのであるから、坂田文部大臣の国会提案理由説
明の中でこの事情を明言していただく、そして
この法案が私学にとつて支障にならないようにし
ていただくことというので、要望書を文部大臣に提
出したいたしました。要望書はこういうことを申し
ております。「この法案は、日本私学振興財団法の
制定に関連して、学校法人に対する助成措置の拡
充に対応し、学校法人の公共性をさらに高めると
ともに、助成効果の一層の確保を図り、私立学校
の自主性を尊重しつつ、私立学校における教育研
究の充実向上を期するため、学校法人の経理の適
正を確保するための規定を整備するとともに、必
要最小限度の枠内において所轄庁の権限に関する
規定を整備し、その運用に当っては私立大学審議
会等関連機関に諮った上慎重に適用する方針であ
る」旨を、文部大臣が国会にこの法案を提出する
趣旨及び内容の御説明の中で明言していただく。
そうしていただいた上で、この法案を本国会で通
していただきたいという結論になったわけござ
います。文部大臣が国会にこの法案を提出され
ます際に、私学振興財団法の趣旨及び内容の御説明
をされておりますが、この全私学連合の要望を全
面的に表明してくださっておりますので、この国
会でこの法案を御審議、決定していただきたいの
でありまして、それが全私学連合の機関決定でござ
います。

なお、全私学連合事務局長会議でも、この三月
九日にこの法律案が閣議決定され、国会に提出さ
れた以上、坂田文部大臣を信頼して、この国会を
ぜひ通していただきたい旨決議されたということ
を伺っております。あわせて申し添えさせていた
だきます。

なお、本日は神方先生、中原先生などの私学関
係の方も御出席でございますが、私は全私学連合

の代表といたしまして、機関決定に沿つてこれだ
け申し上げさせていただきます。あと御質問がござ
いますれば、お受けしたいと思ひます。何とぞ
よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○八木委員長 ありがとうございます。次に、
神方参考人をお願いいたします。

○神方参考人 私は、日本私立大学協会会長の神
方でございます。ただいま時子山早稲田総長から
詳細申し上げましたので、たいして違いはござい
ませんが、ただ私のこの財団法に対する考え方を
若干述べさせていただきます。

その前に、このたびの四十五年度の予算で人件
費を含む経常費の助成が実現されたということ
は、まことに画期的なこととございまして、特に
これは文部大臣はじめ文部当局並びに大蔵当局、
特に、私学に最も深い御理解とその充実発展につ
いて非常な熱意を寄せていただいております文教
関係の議員の方々の非常な御尽力によるのであり
まして、まづもって冒頭にこの点に対して深く感
謝の意を表したいと思ひます。

次に、財団の法案についてでございますが、こ
の構想は、非常に進歩的と申します。第三者機
関として官庁のはかにこういう機関を設けるとい
うことは、大体においてその趣旨に對しまして私
は高く評価するものでございます。したがって、
またこの振興財団に對しまして非常な期待をもつ
て歓迎しておったのでございますけれども、しか
し、その法案の内容を検討してみますと、率直に
申し上げますと、たいへん失望したというのが偽
らざる私の感じでございます。

これは、現在の私学振興会を發展的に解消いた
しまして、強力な私学振興の推進機関にするとい
うために創設されるものと存じましたが、事実
は、どうもその予期に反しまして、大体出資の場
合に政府出資が十億円、これは昨年度に比して五
億円減であります。それから財政投融資も昨年度
に比して八十億以上の減となつておりました、こ
れはむしろ発展解消でなくして、縮小整理という
ような感じがいたすのでございまして、こんなこと

で財団が発足してはたして十分な機能が發揮でき
るかどうかということになりますと、はなはだわ
れわれの期待に反するわけでございます。私学振
興会が約二十年前に発足した当時でも、出資金が
十億円で発足したのであります。この十億円とい
うのは、今日ではおそらく数百億の金に当たると
思ひますが、今後これは拡大強化していただくとい
うことを私どもは大いに期待しておりますが、
しかし、とにもかくにも非常な大きな理想を持つ
て出資するその振興財団が、かような貧弱な発足
ではたして十分な機能が發揮されるかどうかとい
う点に、非常な疑いを持つわけでありまして、

それからこの組織でございまして、これはどう
して一休會長制をおとりにならぬのか。大休會長
なり總裁という制度で発足すべきであつたのでは
なからうか。それで、この財団の首脳部は、公正
でほんとうに見識の高い人物を迎えるというので
なければ、これはほんとうの財団としての機能を
發揮することができないんじゃないか。これは個人
的に申しますと、だれがいい、どういふ人がい
いというわけじゃないんですけれども、少なくとも
この財団の任務のおもなる、重要な部分は、い
ろいろ配分とかいふようなこともございすけれ
ども、補助金の配分のはかに、寄付の募集という
ことが重要なその業務の一つになっておるので
ございまして、こういう点から申しますと、どう
しても財界の有力な方とか、たとえば日銀總裁
でもしたような人、あるいは大蔵大臣でもしたよ
うな人が、ほんとうに財界から巨額の寄付を私学
に集め得るといふぐらゐの實力のある人が、この
首脳部になるべきではなかつたか。ところが、こ
れは専任職になつておりました、理事長というの
は専任職だ。そういう場合に、はたして財界の方
面で非常に實力のある方が、その本務をなげうつ
て、そして専任職員として理事長になるという人
が、はたして期待ができるかどうか。また、私学
関係者から、總裁とか會長とかいふものが出る余
地があるか。何となれば、その学校をなげうつ
て、それでその専任の理事長になるなんというこ

とは、これは想像もできないのでございます。私どもは、私学の経費負担は、これは三分の一経費負担ということをお願いしておりますが、その三分の一は国の助成、それから三分の一は私学が自力でつくる、授業料その他財源を負担する、それからあとの三分の一は財界からの大幅な寄付を受けて、この三つの負担制度で私学の振興をはかりたいというのが、私どもが年来主張しておる三分の一負担制度でございますが、そういう点からいっても、この財団に大きな期待をかけておったのでございますが、どうも理事長が専任職、それで何か官僚の天下り人事がこれに予想されているような、これはまあ少し想像でありますけれども、そういう感じがいたすのでございます。それで、これは何とかこの際会長制度——兼務の人でもよろしい、そうして会長制か総裁制にしたい、ということ、それが、われわれ非常に望ましいことではなからうか、こう思うのであります。

次に、この組織の、法案の「役員」の第九条に、この点はいま時子山さんが申し述べられましたので私は重複して申し上げる必要はないのでございまして、とにかく理事長一人、理事四人というものは、これは常勤だ。で、これはやはり天下り人事がこれの中に構想されているのではなからうかという推測が、当然出てくるわけでありまして、だから、やはり非常勤の理事も常勤の理事も同じ地位に置いて、そしてこういう方面から私学関係者を入れるということが望ましい、こう考えるのであります。

それから第九条の規定のしかたが、非常勤は置いておきかぬでもいいというふうな表現になっておりますけれども、これはどうも適当ではないんじゃないかろうか。とにかく理事というものは八人から八人置く、そのうち常勤が四人とかいうようなことで、理事の地位というものを同様の立場に置くということがあるかならうかというふうなことを、われわれは議論しておるわけでございます。それから運営審議会ですが、初めは二十人というふうなことで、文部省から初めわれわれに協議

された場合は二十人であったのが、十人に減っておるのであります。これはどうしてもやっぱり私学関係者が相当この運営審議会に出る余地を設けていたいただきたい。これはよけいな話であります。が、イギリスのグラント・コミッティの構成は、大体運営審議会に当たる委員が十八人で、そのうちの十三人が私学関係者、それから財界から三人、その他官吏等の人が構成しておりました、これは聞くところによると、非常にお互いに信頼感を持っていた、したがって、どうしてもやっぱり利害関係者の中からこれが出るということが、最も必要適切であると思っております。利害関係者が出ると、どうも利益代表で手盛りをするようなきらいがあるから、これはあまり出ないほうがいいんだというふうな御意見も、文部省ではしばしば承っておりますのでございますけれども、しかしこれは民法法にしてみてもあるいはろんな行政法にいたしまして、利害関係者の意見を聞くということは、これはもう共通の原則でございます。利害関係者を排除するという理由は、私どもはどうも理解ができない。したがって、運営審議会というふうな重要な機関については、少なくとも十五人——まあ二十人が望ましいのであります。これはやはり私学の実情に通じた人間をこれに入れていただくということが必要であると信じます。

私学の者は手盛りをするんじゃないかなんというものは、これはどうも私学人をほんとうに理解していただかぬので、高邁な識見のある私学人も必ずしもないとは限らぬのでございますから、ぜひこの運営審議会は、少なくとも十五人ぐらいに拡大して、そうして私学人がこれに入るようにしていただきたい。この場合に、われわれのほうでは全私学連合というのがございますので、やはり全私学連合の意見を尊重してもらいたいということ、希望いたします。財団は、その趣旨が私立学校の教育、研究の充実発展ということ、それから経営の安定に資するということ、それから資金の貸し付けとかいうような重大な問題につきまして

は、どうしてもやはり私学の実情に通じた、そして利害の関係者がこれに当然参加することが適当であって、あらゆる方面においても、民法法にしまして行政法上の問題にしても、利害関係者の意見を聞くということは当然ではなからうか。それで、ぜひひとつ全私学連合の推薦とか、あるいはその意見を尊重してもらいたいということを希望いたします次第でございます。

それから次に補助の問題でございますが、経理の公正に関する規制は、これは私学としては当然甘受しなければならぬ問題でございます。私立学校法の第五十九条を大幅に改正してあるのではありませんが、私学法の第五十九条では、相当詳細にわたってこの補助金の適正化ということについては監督規定があるのであります。その上にこれを改正するのが必要であるかどうか。それからこの私立学校法の五十九条のうちの二項、三項、四項、五項、六項、七項、八項、九項等につきまして、いままであるのをただここに加えたのでありまして、別に変わるところがないからこれは問題がないと考えますが、大体、支持するが統制はしないというのが、教育の一つの世界共通の理念じゃないかろうかと私は考えるのでございます。

愛知外相が文部大臣の時分は、金は出すが口出しはしないということをおっしゃっておったものでございまして、やはりこの理念、この原則というもの、大いに尊重すべきではなからうか。経費の補助をするからといって、この五十九条にいろいろな規制に関する監督規定を強化されておるようではあります。そこまですなければならぬ必要があるのだろうか。やはりサポートはするがコントロールはしないという精神だけは、尊重していただきたいものだと思うのでございます。立ち入り検査というふうなことも、やむを得ないかもしれぬと思いますが、立ち入り検査の場合に、補助金に限定して検査をするということが——われわれはこの規定の受け取り方に非常に複雑な感じを持っておりますのでございますが、やはり補助金の使途とかあるいはその運用に関してとか、それ

はいずれもすべての私学の財政に関連はございすけれども、補助金の使途その他については限定して、立ち入り検査をするというふうなことは局限してもらいたいものだと思うのであります。

それから私学法の第五十九条の第十項の第一、第二というものは、これは全く別の問題をここに持ってきて、そして学科の増設とか定員の増加とかを取り締まるということでございます。これは近來大学が乱設されるものでございまして、この乱設を防ぐという意味でこういう規定が設けられたんじゃないかと推測しますけれども、しかし、これは乱設の歯どめにはならない。何となれば、新設の大学はこの補助を受けられないのでございますから、これをどうも規制する方法はない。したがって、既設の大学のいわゆる活動をこれによって非常に制限するというところになって、定員の増加も一々変更命令やら中止命令を受けるとか、あるいは学科の増設というふうなこと、大学の研究科の増設、高等学校の学科の増設のごときは、これは従来届け出事項でございまして、別に法律で規制する必要はないということで、私学法でも規定されておるのにかかわらず、これをまた規制して——なるほど、審議会の意見を聞いてやるからだいじょうぶだ、そうして文部大臣の説明におきまして、最小限度の規制だ、私学の自主性を尊重して最小の必要限度の規制であるというところをおっしゃっておるのですけれども、これは相当行き過ぎではないかというのをわれわれは感得するわけです。現在の文部大臣なりあるいは局長なりが御在任であればそういうことはないと思っております。もし今度人がかわってこの規定が適用されるということになると、これは相当激しい、きびしい規制を受けることになる。私学が自由に計画をし、自由な運営をするという場合の行動を非常に制限される。私学の自由な創意工夫、自主的活動がこれによって阻害されると思っております。少なくともこの第二、第三は削除していただきたいものだ、こう考えるのでございます。

ただいま、何か私学の意見が違ふようにお考えかもしれませんが、全私連の会合においては、これを全部了承したというような決議はいたしておらぬのであります。こういう議論が出て、その結論は別に全私学でまとめたということはないのでございます。この点については、私学の意見というものは相当主張されて、ぜひこれはそういうふうに変更していただきたい。文部政務次官の西岡先生を通じて、われわれの希望を各委員会その他に伝達していただいたのでありますが、それがどうも聞き届けられなかったところが決着でございます。別にわれわれがこの財団法を全部オーケーをしたという決議をした覚えはないのです。われわれの少なくとも私立大学協会は、これらの点については、ぜひともこの第二第三はひとつ削除していただきたい。それから財団

のいろいろな組織についても、われわれの希望をぜひ取り入れていただきたいということを決議もいたしました。そこで、ひとつこの際会長として、その意見を大学協会の総意として述べてもらいたいという意見もござります。その点を申し上げておきたいと思ふのであります。

その他いろいろ申し上げたいこともたくさんござりますけれども、時間の関係がござりますので、私の意見は以上でとめておきたいと思ひます。どうもありがとうございます。どうぞよろしく。(拍手)

○八木委員長 ありがとうございます。次に、中原参考人をお願いいたします。

○中原参考人 前のお二人が十分お話をいたしましたので、私がそれを繰り返してもしょうがないので、私は幾らか違ったことを皆さんにお聞き願ひたいと思ひます。昨日私は、大学協会の会長及び専務理事、ここにおります矢次さんと打ち合わせのためにお話をしましたが、皆さんはよく私学のことを御存じの方ばかりらしいのですが、肝心のことを知っていても、議論の場合にはどうもそれをぐらかすというようなことが多いのじゃないか。日本の私学のほんとうの状態を実際に取り

上げていただけない節が、いままでも多々あるのではありません。また私は、われわれの卒業生の唯一の議員である中村英男君にきくう、こういうわけでお出するのだが、どういうお話をしたらいいのかわからないことを聞きまじたら、委員の方々、みな私学のことをよく知っている人たちなんだ、しかし思ったことは何でも話したほうがいいだろう、こういうことなんでありませう。

それで、私は金をくださるというのは、まことにありがたいのであります。われわれの仲間の中には、非常に迷惑だと思つておる者も事実あるのです。それは、いままでも私学をこれだけ許したというのには、いろいろな事情で文部省もやむを得なかったのだが、はなはだずさんであった、そういう点に非常に大きな原因があるのじゃないかと思ひます。また、いままでもいろいろの補助金を

国家からいただいておりますが、その大半は大きな総合大学がちょうどいしておるわけですから、少しでももらいたいような小さな学校には、なかなかうまく回らない。私学と一がいにあな

た方おっしゃるけれども、連盟とか私立大学協会というものは、たいへん性質が違ふのです。その代表者も内容が違ふのです。連盟というのは、御承知のとおり大きな大学でありまして、そのヘッドになられる方々は、ここにおられる時子山さんはじめ、悪いことばだけれども、みんな雇われマダムなんです。しかるに、われわれのような小さな学校の者は、身をもつて学校を興した人間であるから、百八十ほど集まっておりますが、たいへんことばは悪いが、一國一城のあるじばかり並んでおるのです。したがって、学問に対する考えも、国家に対する考えも、たいへんに違ふのです。われわれの協会においては、私は副会長でありますけれども、前者の会長さん以下、何ら議論が分かれて騒いだことは一度もないのです。しかもこの私学のいろいろなプランというのは、われわれのほうの専務理事の矢次局長のプランが大体ほとんどなんです。それに対して連盟の方々は、いろいろ修正をされるという役をやつてお

られるのです。そういう状態であるにもかかわらず、国家といえますか、文部省としては、私学の代表者といえは必ず慶応とか早稲田の人間を並べておる。これはわれわれ小さい学校の、一國一城のあるじの集まりから見ますと、非常におもしろくない。いつ自分のいすが飛んでしまふかわからないような人間がはつきりした意見などを示すことはできないじゃないかという考えを、しょっちゅう持つておるのであります。

また、今回のお話であります、何か私が古田氏のかわりに呼ばれたように言う方がありましたので、その話もちよつとつけ加えさせていただきます。いと、私としては非常に迷惑なんです。たいへん余談であります。私は、十数年前に文部省の私大審の委員をいたしておりました。そのときに、官学に対しての抵抗の線が一番先端の人は、小訂利得さんだった。それについて、古田とかまあ私というような者が驢尾に付しておたわけですから、古田という人は非常に口べたな人で、自分の思うことを半分も言えない男です。まあ原稿がある男だからしかなかったけれども、そういう人であつて、その時代にわれわれ知り合つただけです。その後あつたあつたふうな状態に古田氏がなつた。私は人が榮転したときに必ず名刺を持ていくようなことはあまりやらない男でして、その反対の場合には必ず旧交をあたためるというふうな精神をもつて行動しておりました。今回古田君がああいうふうになつたということについて、いままでも古田氏のもとにおつた者がみな背中を向けた。そういう意味で、私は、古田氏がこういうことをやつてくれないかというので、二つばかり役目を引き受けておるだけのこと、彼とは何らの義理合ひはないです。今後においても、佐藤さんに対しても、私は何もおせじを使つて利益を得ようなどという考えは持つておらない。一年に一、二度しか会われない。その際にちよこちよこ意見を申し上げるけれども、われわれの言うような声は、総理が覚えろといったって全然無理な話なんです。

そういうわけで、先ほど種方会長も言われたように、前に愛知さんが文部大臣であつたときに言われたとおり、補助はするけれども何ら文句は言わない、ひもはつけないというところが、議事録に残つておるのです。それにもかかわらず、今回おあしをちょうだいするにあつたのは、このようなかまましい、われわれが頭が痛くなるような条文がずつと書いてある。こんなことをしなければ私立の補助はできないのか。これは文部省のどうのというところでなく、おそらく大蔵省の意向だと思ふのであります。岩間さんがわれわれにお話したところによると、こういう条項を入れないければ許さない、それだからやむを得ずのんだのだとおっしゃった。しかし、これはどうも大蔵省の方も考えなければならぬと思ひます。いつまでも官立づらをして筆答試験の秀才で固まつて

いる。日本の大体はそうですよ。しかも、その筆答試験の秀才がわれわれ凡人を率いて戦争に突入した結果は、日本を英語の属国にしたじゃないか。しかもその責任については、てんとして恥ずるところがない。文部省は、自分の直轄学校については何ら示しがつかない。私は去年の暮れに坂田さんのお呼び出しで意見を申し上げたときに、一番先、大学法だとか私学法だとかそんなことを何うのではないのだ、一体文部省と直轄学校とはどういふ関係にあるのか、官立に対して文部省はどういう地位にあるのかということをもつたのです。そばにおられた文部省の方々も、もちろん坂田さんもお答えがなかった。私らの聞きたいののは、そのところなんなんです。自分の直轄学校の示しもつかないのに、私立に少しばかりの金をくれるからといって、長々といふいろいろな条文をつくつて、それをまなればやらないよというふうな、そんなばかなことがあるかというところなんです。ひもがつかないというなら、何にも書くことはないじゃないか、くれたらいいじゃないか。せんだつても、与党や野党のこの会の委員の方に

お目にかかつて、いろいろお話をいたしました。そのときも、岩間さんも何度も言つておられるよ

うに、上げるけれども決してひもがついているんじゃないとおっしゃる。なるほど、坂田さんや岩間さんがおられる間は、それはけっこうでしよう。次にどんな人が出てくるかわからない。その場合には、条文をもとにしてああだこうだ言うに違いない。そういう点をわれわれは非常に心配する。しかもこれだけ大きな財団をつくることになれば、この費用はやっぱり国民が払った税金でやるに違いない。国民の金でやるに違いない。そういうわけがあるなら、それを私立のためにくれば、こゝへ出てまいりますのに何がお礼を下さるそうですが、それは税金に關係ないんだらうが、私はそういうことを考えているのは、やはり筆答試験の秀才たちの頭で、さようしかればのことであつて、私立の実情にちつとも通じないことだと思ふのです。私立は、零細なところにも金の使途については考えなければならぬ。収支については、しよつちゅうさういうことに留意しなければならぬ。予算を組んで学問の理想をうたつておれば、いつかは国家から金が出るというやうなわけにはいかないので。皆さんは私立学校の状態を御存じかも知れぬけれども、この中には身をもつて私学をおつくりになつた方も、おそらくおられると思ふ。そういう方はよくわかつておられると思ふのです。しかし、国民のわれわれは、法律がどうだとか公金はどうだとかということを開かされてもびんとこない。

せんだつても社会党の小林さん、それから民社党の麻生さんおいでになりました、私が世話人をやつております文教研究会でお話を願つたのであります。そのおことばにはたびたび公的だとか公共的だとかいふことばがあるのであります。が、これは私に言わせればおかしいと思ふんだ。おそらく、日本に生まれた人間で、どんな個人も、公的な意味に何ら關係ない者は生きておられないと思ふ。そういう点で、官吏の方々も同じだと思ふ。ただ官吏の人たちは、個人個人の公的を持つておつても、それを国家の名という大きな綱

でもつてお互いにつながる事ができる。けれども、人民はそういうことはできない。みんな孤立しているんだ。そこで、公的公的をうたわれて、こういう公金をやるんだからこういう規則をつくらなければならぬぞ、こういうことは、私にほどうもびんと来ない。私立をこゝで補助しなければならぬという事が皆さん十分おわかりならば、黙つて下さつたらいいじゃないか。アメリカには、六つも大学基準協会というのがあるそうです。日本にはたつた一つだ。しかも、それはいわゆる官立の、国家を英語の属国にしてしまつた方々の左右するところにすぎない。われわれ小さな学校の者は、黙つて引込んでゐるよりか方法はない。デモクラシーだの何だの言つてゐるけれども、これはみんなアメリカがつくつたことで、あんな、大統領が暗殺されても何のことだかわからないやうなデモクラシーを私は信じておらないです。私は学生にさう言つておる。デモクラシーは日本だつて昔からあつたんだ。何もアメリカに急に教わらなければならぬことじゃないです。今後といへども、この際日本はアメリカのおしきせのあらゆることをすつかりやめて、やり直す必要が私はあると思ひます。

あらゆる方法を申し上げても長くなりますから、それほどの頭脳を持つておりませんので、あとは皆さんにおまかせするほかしようがないのであります。が、金はくれるけれどもこういう条件でなければならぬといふことについては、私立のわれわれは何としても納得できない。一体官学は何をしておるのだ。影も形もない官学を認可しておるじゃないか。いろいろない分がございまして、けれども、それは前からのしきたりいろいろないところがあるから、一朝一夕に非難ばかりできないだらう。しかし、今後は少なくともわれわれの私学というものをもう一べん、日本を形成しておる大部分であるといふことを見直してもらいたい。

私は前の方々のようにりっぱな、条文などを読んできておりませんから、お答えはできないのをごさいます。が、できるだけの答えはいたせると思ひます。ありがとうございました。(拍手)

○八木委員長 ありがとうございました。次に、永井参考人にお願ひいたします。

○永井参考人 ただいま御紹介にあずかりました永井でありました。私は、一カ月前まで国立大学の教師をやつておりました。過去一カ月前民間の会社につとめておりましたから、そういう意味では国立を代弁するわけでもなく、また民間の立場を代弁するのでもなく、わが国の教育がどういふうになることが望ましいかといふことを考える人間の一人として、意見を申し上げさせていただきます。

私が申し上げたい点は、三つでございます。

第一に、私学振興財団法案という方向に向かつて国会が活動されてゐることに對して、敬意を表したいと思ひます。これは申し上げるまでもないことでございますが、大正七年の大学令の公布の際には、たしてわが国の高等教育をどういふ姿にしていくかといふ問題についての議論が、当時の岡田良平文部大臣のもとで臨時教育會議が行なわれたわけでありました。その時期はちょうど産業革命をわが国で終えた時期でありましたから、したがひまして、当然理工系の大学を拡充する、そしてまた大学卒業生人口がふえるといふときに当たりますので、相当政府として思い切つた投資をしなればならぬといふときであつたかと思ひます。しかしながら、実をいいますと、多少の国立大学の拡張がありましたけれど、それから後、わが国の高等教育人口の大多数は私学に負担してもらつた。しかし、それに対して政府は援助をしないといふやういふ姿が、いわば大正七年にでき上がつたわけでございます。したがひまして、本年そのことが問題になつておられますのは、それから数えましてたぶんこゝしが五十一一年目でございます。五十一一年目のしりぬぐいといふことに相なるわけでありまして、あるいは五十一一年目の懸案といふもの

に初めてわが国で立ち向かうことになつたわけでありまして、私はたいへん望ましいことと考えております。したがひまして、この問題について責任がありますのは、国会はもとより、文部省、それから教育關係者、いずれもが私学を非常に輕視してきたといふ結果生じた現在の大学教育の内部における私学の混乱でございますから、そしてそれは主として財政的な困難から、たとえば経営主義に流れるといふやうな問題が生じてきたわけでございますから、私は、この方向でこれから私学を強化していく、特にその財政面について本年度はすでに人件費に対する補助を行なう、そういう方向が出て、さらに財団法という形が出てきたのは、望ましいと思つております。

さて、第二点でございますが、ところがこの法案を拝読いたしますと、幾らか注文をつけたくなる点がございまして、特に注文をつけたくなる点は、これがわが国全体の大学教育の中でどういふ意味合いを持つてゐるのかといふことについて、必ずしも明確でないといふ点にございまして。御承知のように、一月十二日に高等教育の改革に関する答申が中央教育審議會から出ておりますが、それとの関連がはたしてどうなつてゐるのかといふことが、私にとつてもう一つのふめぬない点でございます。そのことを二つくらい申し上げましよう。

まず第一は、その一月十二日の答申の第十の部分と思ひますが、そこで、これから日本では高等教育を考へていく場合に、いままでの文部省のやうなやり方では足りないわけであつて、もっと長期的に計画を立てて、さうして長期的財政計画をつくる必要であるし、またそれを担当する機關が必要だといふことが書いてございまして。さういたしますと、さういふものとの関連においてこの私学の財団の問題も出てくるわけでありまして、実は国立などもそれとの関連において考へていかなければならない。現在、財団の規模は大体この案の中に盛り込まれておりますが、しかしその後、長期的な計画期間をどうするか、あるいは

は五カ年間、十カ年間にわたる財政計画をどうするかという案が、たぶん国会で審議されることになるかと思われまゝ。前後関係が、ですから総合計画が最初に出るのではなくて、一部分が出て、そうして後に総合的なものを論ぜざるを得なくなるような形になるかと思いますが、したがって、その点を御考慮の上で、先行き十分に手直しができる、特にこの財団の基礎財産などにつきましては、さらに拡充ができるということをご十分御考慮願うことが必要かと思われまゝ。

第二点は、やはり改革答申の中に、今後国立、公立、私立の格差、差別を次第になくしていくということが書いてございます。私は、そのことはたいへん望ましいことと思っております。格差、差別をなくすということはどういふことであるのかというのをその答申に即していろいろ読んでまいりますと、先ほど中原さんのお話がございましたように、国立学校は非常な過保護のもとに今日まで運営されてきているのではないかと。大学の自治ということはございますけれども、しかしながら、大学の財政的な経営あるいは長期的な教育研究計画などについては、必ずしも自主的にそれを行なってきたのではない。したがって、答申の中では、今後国立大学などの中にも、一つの方向としては理事会的なものを導入すること、もう一つの方向としては、もっと徹底して、公社ないしは特殊法人的なものにしてはどうかということが書いてございます。そういうふうになければ、おそらく本格的な大学の自治というものは成り立たないであらうという意見が述べられているわけでありまゝ。その案をすなおに読みますと、実は将来、日本の国立大学は次第に本格的な私学的なものになるわけでありまゝ。その場合に、したがって、私学、国立をあわせて全体的に大学と政府との関係をどうしていくかということをおぼろげに考えなければならぬ時期が出てくるかと思ひますが、それとの関連においてこの法案を御審議願いたいというふうに、私は考えております。それは具体的に申し上げますとどういふこと

であるかと申しますと、実を申しますと、国立大学の中で実際に大学の経営、運営を担当しておりますのは、二つの部門であります。一つは、現状においては教授会です。もう一つは、文部省のほうから来ておられる事務関係の方でありますけれども、事務関係の方は、大体監督行政に当たっております。したがって、法律をよく守っているか、あるいはお金の使い方に間違いがないか、これを調べることは、たいへんけっこうです。教授会の方は、長々と大げいの人間が議論を果してしないたしまして、なかなか本格的な経営の問題には及ばないわけでありまゝ。したがって、現在の国立大学におきましては、実は事務関係もあるいは教授会も、そのいずれもが教育、研究の内容を充実するためにどのように財政を掌握し運営していくかということに議論してないのが実情であります。したがって、私は、将来それを公法人ないしは特殊法人ないしは公社のような姿にしよという案は、たいへん望ましいと思ひますが、さてそうなりますと、実は現在の文部省の監督行政という姿それ自体も、ある時期にまいますと相当変化させなければ、日本の高等教育の運営はとうてい不可能である。もっとわかりやすく申しますと、たとえば建設省あるいは通産省などでは、監督行政ではなくて、もう少し仕事の内容に即した新しい行政というものが確立されてきているわけでありまゝ。文部省などの場合には、必ずしもそうではない。そうではなくて、主としていままでは一般監督行政の形で動いてきた。これを本格的な教育経営行政というものに改めるためにはどうするかというのを片方で考えながら、こういう私学財団法案というやうなものを検討するということは非常に意味があると思ひますが、それを改めませんでただ私学財団法案をつくりまゝと、非常にお役所的な形で関与する、そうして法律は守っておるでしようか、あるいは財政の点について使途にあやまちはないであらうかという、そういう一般監督行政的な形におけるいわば大学に対する関与というものが出てきやう

と思うのです。そういう全体的なスコープの中で、いわば展望の中で私は今日の私学に関する助成の問題もお考え願ひたい。これが第二点でございます。これは国会でもって法案の成立を非常にお急ぎになっておるときに、根本問題にまでさかのぼれという注文であるように聞こえるかと思ひますが、私は、おそらく中教審の答申が国会で本格的に議論されるときには、どうしてもそのことが問題にされざるを得ないことになってまいりまゝ。それから、あらかじめそれからとの関連というものを十分お考えの上でもって当法案を御審議になることが妥当であるかというふうに思ひつゝ、わけでありまゝ。

第三点は、したがって、あまり申し上げることはありせんけれども、当法案に即して、若干具体的なことを申し上げさせていただきます。若し出たことでありますが、お金がかかるといふ点のほうにいくことは望ましいことですが、その場合に、財団の中心になる役員というふうなものがあるに任命的な役員と、もう少し詰めていただくことが必要ではないかと思ひます。その場合に、二つの点が必要であります。先ほどかとはば、私学側の意見も聞くというところにあるいは理事会をつくる上でそういうことは必要かと思ひます。しかし、世界じゅうの大学の歴史を見ますと、大学の内部の力によって大学が本格的に改革された例は、ほとんどございせん。それはなぜかという点、大学の内部の人たちは、これは私は私学のことだけ申し上げておるわけではございせん。私は国立の大学の教師をしてまいりましたから、国立のこともよく存じておりますが、なぜかと申しますと、大学の内部からそういう議論をいたします場合には、おのずから現在までの状況を維持するという傾向に流れることが多いからでございます。大学の人間というものは、社会のあらゆる改革について述べるけれども、

大学だけについては述べないというのは、歴史的な一つの定則といつてよろしいかと思ひます。したがって、審議会、理事会の構成の場合に私は外部の人間を入れるということがたいへん大事だ、それをミックスするというのが大事であるかと考えます。ただ、その外部の人間というものが、天下りの監督行政の先輩であるということでは困るわけでございます。むしろ教育、それから経営の内容、そういうものをほんとうに理解するやうな人間をどのように入れていくか。これを法案の中でも規定していくことがはたしてどういふ姿で可能か、むしろ問題だと思ひますが、これは国会の立法の専門家がここにおいででございますから、もし私の趣旨をおくみいただきまゝ申上げますが、お考え願ひたい点の第一点です。また、理事長は文部大臣の任命という形になっておりますが、そういうふうな大きな重要な財団ということになりまゝと、文部大臣の推薦で国会の承認を得るといふぐらゐのところまで進めるほうが、むしろ妥当な点ではないか。というのは、文部省の監督行政それ自体もほとんど変えていかなければならぬというところに着いていくわけでありまゝ。その場合に文部大臣の任命という姿だけでとめておきますのは、いささか保守的な考え方にとどまるように私は感じております。さらに、もう一つの問題だけをつけ加えておいていただきますと、それはどういふことかといひますと、現在四年制の私立大学が約二百五十ほどあります。日本の国民がみんな大いに働いて、そしてほとんどこれにお金を注ぎ込みましても、たいへんお金がかかります。そこで、計画の問題であります。これはおそろしく五十年、二十年、十年をかけた、私は日本の高等教育というのを充実していくように考えなければいけない。そこで、さしたた先生方のお給料が非常に安い。私は大学の教師をしておりまゝから、当然先生方の友人が多いのでありますけれども、先生方の生活

というのは、現在日本が世界の中で非常に重要な立場に立っている国であるということを考えますと、皆さま方にもお話をするとほんとうにお驚きになるような、そういう形で生活をせざるを得ないのが現状です。そこで、さしあたりそういう人件費の補助があるのは望ましいのですが、さらに将来、教育、研究の内容を充実していくという場合には、どうしても選択的にならざるを得ないだろうと思います。その選択をする場合の問題は二つあります。一つはそれがどういう姿で基準をつくるのか。この問題を十分に詰めていただきたい。それからその基準が明らかにした場合には、この財団のほうにないしは政府のほうに、あの学校をひとつ助けてやろう、この学校を助けてやろうというふうに政府のほうから選出するというのはなくて、学校のほうがみずから名のりをあげる。私のほうにはこれほどりっぱな研究ないしは教育の計画があり、しかも経理内容はかくかくしかじかというところで、一種の応募制と申しましようか、あるいは申し込み制といつてもよろしいわけでありますが、そういう姿でもってむしろ自主的な計画を強化するという形で財団が動いていくことが、たいへん望ましいことではないかと思っております。実は、これは常識的なことでありまして、たとえば企業の場合、銀行がどの会社も非常に経営状況が悪いから、おしなべてみんな助けましようというのをやる銀行はないわけですから、むしろほかの会社と違ってこういう将来計画を持って発展していくというふうに働きかけてくる会社について、金融機関はそれを審査して助けるわけでありまして、それとはほとんど同じようなことが、将来は国公立のすべての大学に妥当すべきだと私は思います。私は、決して私立だけがそうなるべきであるとは思いません。そういうわけで、この私学振興財団の法案の御検討というのは、必ずしも私学を助けるというだけの問題ではなくて、実は将来日本の大学の姿をきめていくという、そのくらしい抱負をもって御検討願いたいわけなんです。私は国立大学、公立大学の姿とい

うものも、現状において必ずしも望ましいものではないばかりか、多くの問題を含んでいる、このことはすでに昨今の事態によって明らかであると考えております。そうすると、この財団法案によってただ私学を助けるのではなくて、将来の日本の大学をどういうふうに変化していくのか。それと政府との対応関係あるいは財政の対応関係はどのようなことになっていくのか、こういう角度から御検討になることをお願いしまして、私の参考意見といたします。まことにありがとうございます。(拍手)

○八木委員長 ありがとうございます。以上をもちまして参考人の御意見の開陳は終わりました。

○八木委員長 これより質疑を行ないます。

なお、この際委員各位に申し上げますが、永井参考人には所用のため午後零時三十分ごろ退室したいとのことでございますので、その点も含みの上、各参考人に対する御質疑をお願いいたしますと思ひます。それでは小沢一郎君。

○小沢(一)委員 本日は参考人の先生方、お忙しいところを貴重な御意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。私からは、時間の関係もありまして、二つばかりさらにつけ加えて御質問させていただきたいと思ひます。

まず最初に永井先生に御質問いたしたいと思ひますけれども、永井先生が去年の九月十二日の読売新聞におきまして書かれておりました中に、こういう文章があるわけでございます。その部分だけを読ませていただきます。「私学についても経営を現状のままにして、国庫助成の増大だけを期待すべきではない。私学経営の現状も、しばしばあまりにも不健全である。商業主義的な点もあり目にあまる不正もある。」こういうくだりがあるわけでございます。現にいろいろ問題になっていることもあると思ひますが、このような点をいわれる本来のあるべき私学の姿に正していくためには、どういった方法がいいのか。それはいわゆる

私学の自主的なこととして、その問題として扱っていくべきか、あるいはそうではなくて、何らかの公の機関によってチェックしていく方法がいいのか、その点につきまして、先生の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○永井参考人 簡単に申し上げます。私は、まずこの法案の中にもございましたが、経理の公開という原則がございます。これはすべての私学が公共的機関であるというたてまえで運営されている以上、当然行なわれるべきものだと思います。ついでに申し上げますが、国立大学の経理の内容でございしますが、これも公開をしろといえはできるのですけれども、非常に複雑にできておりまして、実は教授会の人間でも、それをよく読んで簡単にわかるというふうにはできていないわけでございます。その点私は公平に、私学はもっともでありまして、国立についても私立についてももう少し明確に、そして単純化された姿で経理というものが公開されて学内あるいは学外の検討にましような姿、これはすべての学校は公共性を持つ以上は当然だと思ひます。しかし、今度は立ち入り審査の問題なんです。これはなかなかむずかしい問題だと思ひます。それは経理の公開がほんとうに行なわれて、非常に妥当でない、つまり怪しい面があると考えられるときに、公開の場所、たとえば討論を行なうというふうな方法でひとつ考えられるのではないかと。このような場所も一つあると思ひます。それを考えております。大体そういうふうな姿が、まずまず承口になるべきだと私は思ひます。

○小沢(一)委員 ありがとうございます。永井先生お急ぎのようですので、永井先生に対してはこれだけにとどめたいと思ひます。

それから、ほかの先生方の御意見の中で、ちよっと私お聞きいたしました考えましたことは、いわゆる私学に対する助成、これは当然のことである。特に今回におきましては人件費の助成の点もあるわけですが、それらの点も含めまして、この点については、そのこと自体の問題として

では先ほどお話しにならなくて、当然のことであるという前提に立ってお話しなさったかと思うわけでございますけれども、私も、現在の私立学校の果たしている社会的な役割りとかさういったことを考えました場合には、国家がこれを助成していくということは、当然のことであると思ひます。しかしながら、その国家の助成といひますのは、何と申ししましてもやはり国民の血税によってなされるものでありますから、そういった場合におきましては、やはり国民からいろいろの行政を託されて行なっている機関が、それが間違いないように適正に行なわれるかどうかというのを注意して見守っていくというふうな姿勢は、これはまた当然のことであると思ひます。先ほどのお話にも、今回の財団法案に伴って私立学校法の改正を行なうという点につきましては、賛成いたしかねる点がたくさんあるというふうなお話がございましたので、すけれども、たとえばこの点につきましては、憲法の八十九条におきまして「条文を読み上げますと、「公金その他の公の財産は、「公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」という憲法の条文もあるわけでございますけれども、これとかね合ひにつきまして、先生方の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○時子山参考人 いま私学の経理がずさんだということもありましたし、人件費は当然のことだ、前提としておるといふことでございましたが、これは第二次大戦後新制大学ができました、大学を設置する基準ですね、教員あるいはその他学科などの設置基準は、国公立大学全くひとしくいたしました。したがって、これは戦前の私立大学と違ってあります。それから学校法人立学校になったのであって、名前は私立大学であります。すでに私は社会的な性格を持つておる、こう思うのであります。したがって、憲法の第八十九条の問題であります、「公の支配に属さない教育」とありますが、学校教育法、教育基本法、

私立学校法というものができておいて、いま申し上げましたように、設置基準は国公立全く同じ条件で律せられておるわけでありまして、あの「公の支配に属しない」には該当しなくなっております。そこに問題があるんじゃないかと思うのであります。そういう意味で憲法上は、もう差しつかえないんじゃないか。

それから国民の税金の問題であります。私はたまたま財政学を専攻しておりますが、国民の税金は納税者に当然ね返るようになすべきである。政府がそういう使い方をする責任がある。先ほど永井先生から選別の問題が出ましたけれども、私はそういう観点から、これは実施していただくのが当然じゃないかと思ひます。

○中原参考人 いまの憲法の問題ですと、出してはいけないと書いてあるのに、どうして当然出すのだ、こういう御質問ですか。

○小沢(一)委員 はい。

○中原参考人 それは協会のほうでいふん論議いたしまして文書にも出ておりますし、専門家の方会長からお答えしたほうがいいと思ひます。私はしるうとで法律のそういうことはよくわからぬですから、よけいなことは言わないほうがいいと思ひます。

○永井参考人 先ほどの時子山先生の御説明に尽きると思ひます。つまり学校教育法で学校の公共性ということが規定されておりますから、したがって、八十九条はそういうふうな解釈いたしましたれば、当然私立学校への国庫補助というものを許すというふうに見えていいんだと思ひます。

○神方参考人 この憲法の問題は、私ももつてに解決済みだと考えているのです。これは御承知のとおり、私学法をつくりましたとき、第五十九条で公の支配に属するものだということがその際論議されました。私立学校はみな国家の認可を受けて、学校法人として成立してある。だから、りっぱに公の支配を受けておる。その認可を受ける場合は、特定の基準がございまして、その基準を守らなければ設立ができない。学校教育法なり

私学法なり、あるいは大学設置基準その他についてそれぞれ規制がございまして、その基準に合わなければ許可しない。いわゆる国家にかわつて国家の教育を私立学校が行なつておるといふことは、あらゆる法規から考えましても、これは当然公の支配に属するものだといふことが言える。それで、これは大学から幼稚園に至るまで、それぞれの基準によつて設立されておる。それから学科、課程、あるいは高等学校以下についても学習指導要領によつて教育しなければならぬとか、それから教科書は国定の教科書あるいは検定の教科書も使わなければならぬとか、それから土地の問題なんですが、教場等土地の問題を私はこの際注意したいと思ひますが、たとえば大学については、一人当たり平均で教場が八平米なくてはならぬ。そうすると、その六倍の四十八平米の土地がなくてはならない。四十八平米と申しますと、十六坪ぐらいですか、これが私学の財政を非常に圧迫しておる。これは北海道の土地も六大都市並びにその周辺の都市も、同じ基準でこれを強制しておる。そのために無用な金を私学に使わせる。そのために定員の増加もできない、あるいは学科の増設もできないというふうな状態がございまして、これくらい不合理な基準というものはない。

今度の私学財団法の改正で五項、六項というものを設けになるならば、その前にまず大学設置基準なりその他の基準を再検討した上で考えるべき問題ではないか。そういう無理な基準を押しつけておいて、そして定員の増加を許さなければ、学科の増設を許さなければ、一々制限をして許さないと、いふようなことでございまして、水増しの定員増加などもそこらからきておる。東京の中あるいはその付近におきまして、非常に高い土地を買入れるといふことはほとんど不可能です。それがなければ定員の増加もできないといふことになるから、結局水増しをある程度やらざるを得ないといふことが実情なんです。これがみんな法令違反だ、こういうことになつてくると、これはもう国公立の学校だつて、基準に合致している学校はごく少ない。東京大学だつて基準に合つていない。しかるに、私学に対しては文部省が厳重に常におまへのところは土地が足らぬから買え、水増しをやつておることはけしからぬといふような規制に、私学は非常に困難を感じているという状態がございまして、そのほかいろいろな規制がございまして、これはみんなやはり公の支配といふような見地から制限を受けておるのだから、私学の財政といふものは自由にできるんじゃないかと思ひます。そして公費の補助全部にたよる必要もないと思ひます。しかし、現在の状態では、私学の経営は非常に困難を感じておる。これに対して物価がこう上がつてくる。それから教員の俸給を人事院の勧告によつて毎年上げていかなければならぬ。一方において、授業料はそのわりに上げられない。これを上げると、ほとんど大騒ぎになるといふ状態がございまして、これは日本だけでなく、世界共通の現象であります。やはり大学教育その他学校教育というのは非常にお金がかかるというところになつておるが、やはり物価騰貴あるいは人件費の増加といふようなところが原因しておるのでありますから、これはある意味において私学が政府の責任じゃないか。これに対して、政府が私学の大きな役割りを果たしておる、その貢献度を認めて国が助成されるというところは、当然じゃないかと思ひます。

○小沢(一)委員 いろいろお話を伺ひたい点がありますので、私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございます。

○八木委員長 質問者に申し上げます。永井参考人の時間の都合がございまして、永井参考人に対する質問だけにしておいて、あとでもう一回質問を許しますから、そのようにしていただきたいと思ひます。川村経義君。

○川村委員 きょうは参考人の先生方、どうもありがとうございます。委員長から御注意がありまして、永井参考人は時間の都合があるそ

うでございまして、一言御意見をちょうだいしておきたいと思ひます。実は先ほど永井さんから、今後の高等教育のあり方の問題、あるいは財団をつくることとすればどうあらねばならないか、私なりにまとめまして、そういう観点から非常に貴重な御意見をちょうだいいたしました。ありがとうございます。それらについて実はもっとお聞きしたいのでございまして、時間がたつきなさいませんから、それに関連をいたしまして一言お聞きしておきたいと思ひます。

実は私は、私立学校法が制定された当時のあの法律の精神というものは、今日でもやはりかたくならねばいかぬのではないかと考えております。先般委員会で、財団法を見ると、当時の私立学校法制定のときに国会なりあるいは閣議なりで修正された、それが今日この財団法の中に生き返つてきている部分があるではないか、なぜそうまでしなければならぬか、こういうことをちょっと聞きまして、大臣のことばでありますけれども、非常に時勢が変わつたのだ、情勢の変化があるのだ、私学はたくさん先生の生徒をかかえているのだ、経済的にも行き詰まつておる、財政的にもたへんなんだ、だから人件費をここに導入することにした、それだからして、国民に対してこういう処置をとるのは必要やむを得ない措置ではないか、こう言つておるわけですね。どうも私が受けておりますと、文部省等々に経理を報告をするといふことが、いかにも国民に公開するように考へておられるのではないかと。私立学校の経理公開といふものは、別途に、ちゃんと正しくいったら方法はあると思ひます。文部省に報告するだけがそれではないと私は見ておるわけなんです。私もそういう観点から問題をいま非常に疑問に思つて、実は悩みながら審議に参画しているわけでありまして、先生十分御承知のとおり、私学法ができるたびに、法律案が提出されまして、実は閣議で八項目にわたる修正がなされて政府原案となつておるわけですね。それは御承知のとおり、非常に重要な修正があります。ところ

く少ない。東京大学だつて基準に合つていない。しかるに、私学に対しては文部省が厳重に常におまへのところは土地が足らぬから買え、水増しをやつておることはけしからぬといふような規制に、私学は非常に困難を感じているという状態がございまして、そのほかいろいろな規制がございまして、これはみんなやはり公の支配といふような見地から制限を受けておるのだから、私学の財政といふものは自由にできるんじゃないかと思ひます。そして公費の補助全部にたよる必要もないと思ひます。しかし、現在の状態では、私学の経営は非常に困難を感じておる。これに対して物価がこう上がつてくる。それから教員の俸給を人事院の勧告によつて毎年上げていかなければならぬ。一方において、授業料はそのわりに上げられない。これを上げると、ほとんど大騒ぎになるといふ状態がございまして、これは日本だけでなく、世界共通の現象であります。やはり大学教育その他学校教育というのは非常にお金がかかるというところになつておるが、やはり物価騰貴あるいは人件費の増加といふようなところが原因しておるのでありますから、これはある意味において私学が政府の責任じゃないか。これに対して、政府が私学の大きな役割りを果たしておる、その貢献度を認めて国が助成されるというところは、当然じゃないかと思ひます。

○小沢(一)委員 いろいろお話を伺ひたい点がありますので、私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございます。

○八木委員長 質問者に申し上げます。永井参考人の時間の都合がございまして、永井参考人に対する質問だけにしておいて、あとでもう一回質問を許しますから、そのようにしていただきたいと思ひます。川村経義君。

うでございまして、一言御意見をちょうだいしておきたいと思ひます。実は先ほど永井さんから、今後の高等教育のあり方の問題、あるいは財団をつくることとすればどうあらねばならないか、私なりにまとめまして、そういう観点から非常に貴重な御意見をちょうだいいたしました。ありがとうございます。それらについて実はもっとお聞きしたいのでございまして、時間がたつきなさいませんから、それに関連をいたしまして一言お聞きしておきたいと思ひます。

が、それが委員会で議論をされましたあとで、また委員会でも二項目にわたるところの修正がなされて、いまの私学法がでる上がつていっている。貫くところは、私立学校の自主性、独自性、いわゆる私学それだけが持っているところの建学の精神というものを發揮せねばならない。それが日本の教育、文化、研究に大きな力をなすのである。これは当時の委員長の報告にも、そういう趣旨のことである述べられております。したがって、私は、そういう精神というものはあくまでも守り続けていかねばならぬのではないか、こう思っているわけです。ただ今日、経常費に人件費を含めてやることは、これは高く評価していいと思います。われわれも要求してきた問題であります。しかし、それに藉口してその私学法の精神をゆがめるような財団法人等々がここに動いていって、たいへん悔いを千載に残すものではないか、こう考えておる。しかも御承知のとおり、財団法の三十四条、三十五条によって財団法の規制が大きくかぶつていく、私立学校法の第十三条の改正によってこれまた大きな文部省の規制が受けられるというところでは、私は私立学校法発足当時のあの好ましい状態というものがなくなるのではないかと心配をしております。そこで第一点、先生からこの辺の御意見をひとつちょうだいしておきたいと思ひます。

○永井参考人 たいへん貴重な御質問をいただきました、ありがとうございます。ただいまの問題について私の見解を申し上げます。実は私はいまから八年ほど前、昭和三十七年に大学公社案というのを主張しておるわけでございますが、これは国立大学におきましても、必ずしもそれぞれの大学というものが独自性、特殊性をもって研究、教育をやっているというわけではない。そこで学校に入るといふ場合には、その学校に入ると就職率がいいとか、社会的勢力が高いという学校を、おのずから高校生やあるいはその両親たちもいい学校だと思ふようになってきた、このことは非常に嘆かわしいことだと私は考えております。そこ

で、実は国立大学というものが、ほんとうは私学的になっていかなければならない。ということとは、たとえば東大にせよ、京大にせよ、そういうところに入りましたならば、建学の精神というものが、どういふ学校の特色、そして、それだから学生はそこに入りたいという方向に向かわなければならぬというわけですね。この間の高等教育の改革答申についての森戸会長の説明によりますと、私学が国立化する一方、国立もまた私学化する方向に向けていくのが今度の改革の趣旨である、こういうふうな述べておられます。その説明が正しいものであるとするならば、文部省は、国立大学についても、いままでのような形の一般監督行政をやつてはいけません。むしろ一般監督行政ではなくて、国立大学が経営的にも自立していくような姿に変わっていくべきだ。それが文部省の解体にまで及ぶのか、あるいは部分的な変更及ぶのか、非常にむづかしい問題をはらみますけれども、そこには及ばなければならぬと思つております。したがって、当然今度の私学振興財団につきましても、私学法の根本的な精神でありましたところの私学の持つてゐる教育、研究の独自性というものを、少しでも阻害するような点があつては困ると思ふのです。たとえば私が先ほど、理事長が文部大臣によつて任命されるといふ姿がはたして妥当かどうか疑問があると申し上げたのも、それに関連したことです。現在、文部省それ自体の変更といふものはさしあたって議論の俵に上つておりませんから、これを後に考えるといひましても、しかしながら、現行の姿でも、文部大臣はその候補者を推薦して国会の承認を得るという程度の重要性を持たせる、そのことは、それだけ文部省の一般監督行政からの自立性を強化することに役立つだろうと思ふのです。そういう意味におきまして、全くこまかい条文——いまお読みになりましたところを私覚えておられますから、それについてお答えできないのは残念でございますが、私立につきましても国立につきましても、森戸会長の説明が正しいものであり、またほんとうに高等教育

の改革の答申が目ざしているものが森戸会長の御説明のとおりであるとすれば、今後は、国立私立すべての大学を問わず、それぞれが私学的になつていく。それは、それぞれが建学の精神、教育、研究の特色を持つてゐる。それに対して国家が公的補助を行なうのをどのようにやつていくか、この組み合わせを考えることが一番大事だと思ふのです。

もう一言つけ加えさせていただきます。その組み合わせの場合に何を考えるべきかというところ、重要なことは、そういうことを言つても、それぞれの学校がでんでんばらばらに自分がやりたいことをやつたのでは困るではないか。そこで、国家として高等教育全体についての長期計画というものが絶対に必要である、これが答申の中に述べられておりますけれども、まだ一向具体的な段階にまで来ておりません。いま世界的にこのことを認めていようとするが、イギリスがそういう意味では一番いい形になつてゐるのではないかと私は思ひます。イギリスの場合には、たとえば理工系の学生を何%にするかという計画がある、それから五カ年間の財政計画、長期計画がある。しかし、それは大ワクであつて、その大ワクの中で、それぞれの学校がどのような特色をもつてその長期計画で動いていくかということについては干渉しない。したがって、自主性と国家全体の計画といふものをかみ合わせるようにしておりますが、それが国の高等教育もその方向に向かつていく、そのことの第一環としてこういうふうな法案を検討すべきものと考へております。

○川村委員 ありがとうございます。もう一言お聞きしておきたいと思ひます。たいへん貴重な御意見をいただきましたが、先ほどちょっと質問に出ました憲法八十九条の問題につきましても、もうすでに昭和二十四年私立学校法ができる前段におきまして、相当長い期間にわたつてそれぞれ見識ある方々の論議がありまして、結局私立学校に公的な費用を出すことができるというふうな解釈に実は統一してゐるわけでありまして、私はそ

の解釈を支持したいと思ひます。これは当時出されました、いま文部省の官房長をしております安嶋さんあたりが書いておられます私立学校法の内容解説にも、詳しく経過とその論点が明らかにされておりますから、それは現在異議を差しはさむ者はないと思ひます。そしていま一つは、それはそれといひましても、今日私の胸の中に一つきちつとくるものは、私立大学あるいは私立学校、特に私立大学の今日の経理状況は、どうもいろいろ問題があるではないか。特に日大の問題をよく引き合いに出されるわけでありまして、日大だけではないわけでありまして。そういう問題があるから、結局私学にまかせておいてはというふうな一つの考え方がこびりついておるものがある。私は、私立のいろいろ経理上の、率直に言うなら乱脈、不正常的な状態があつたとするならば、それは私学みずからが正すべき筋合いである。私学人が、その学校全体がみずから正しくして、学生、生徒、社会あるいは国民にこたえるという姿勢がなければならぬ。それに指導、助言ということとは必要になつてまいりましよう。しかし、そういう状態を特に取り上げて、それとこの法律を結びつけてものを考へて法律規制を強めるといふことは、問題が残るのではないだろうか。特に先ほどお尋ねいたしましたような私学の精神、あり方、使命というふうな点から考へても、そのように私は考へておるものであります。この点は先生、どうわれわれは割り切るといふか、考へをまとめていつたらよろしうございませうか、御意見をひとつちょうだいしたいと思います。

○永井参考人 たいへんむづかしい問題で、私は、先ほど前の委員の方の御質問に対して、経理を公開すべきだと申しました。そこでだれにどういふ姿で経理を公開するかということが、まさに問題なんだと思ひます。現在の法案の中で、確かにこの法案のとおりでいきますと、文部省の監督権が非常に強くなる、そして文部省に公開するといふ姿になつていくおそれがある。そこで私が、

なげ理事長の国会承認が必要かということと言いましたのは、そういうふうにいたしますと、この財団がそれだけ文部省から相対的独立性を得て、いわば国会に対しても権威を持つものになります。国会こそ実は国民を代表する機関でありますから、そういう意味におきまして、財団が文部省からの相対的独立性を得るといことは、非常に大事だと思ひます。そこで、経理の公開も、むしろ文部省の監督行政に対してではなくて、この財団に対して行なうという形を明確に打ち出すことができたならば、非常に明瞭なものになるのではないだろうか、そういうふうには私に考へております。それを法案の中にどのように具体化していくか、また役員構成をどうするかということにも関係がございます。そういうふうにしておいても、たとえば天下り人事があれば間接的には文部省の監督強化になるじゃないかということがあつて、それから、役員構成やあるいは経理の報告のしかたなどについてのいろいろな規定の検討が必要と思ひますが、しかし、公開すべき場所がそこにするという方向を打ち出していくことが、妥当だと思ひます。

○川村委員 ありがとうございます。そこで法案の二つについてお尋ねができませんが、私もいま先生の御意見をたいへん大事に受け取つたのでありますけれども、実は業務内容として三十四条、三十五条の規定があります。これは財団に対して相当の権限を持つわけですね。それを受けて、必要であれば先生のお話のように私学が補助金を受けた経理を財団に公開するということ、財団の権威が高めることになるだろうと思つております。ただ、それが一つあるかと思うと、今度は附則十三条で私学法の五十九条を改正してまた文部省の力が強まってくるということについては、たいへんな問題ではないだろうか、検討しなければいかぬと考へさせられている問題も、幾つかあるわけでありまして、どうもたいへんありがたうございました。

○八木委員長 新井彬之君。

○新井委員 たいへん非常に貴重な参考意見を聞かしていただきまして、私たちも大いに参考にしたいわけでありまして、私も永井先生に二、三点にしばりまして御質問をいたしたいと思ひます。

先ほどから質問が出ました件につきましては重複は省きまして、先生は今後の私学のあり方また国公立のあり方、そういうことにつきましていろいろと審議会の答弁等もたれてお話がございましたけれども、現在非常にいろいろな問題がある。この問題を一つ一つ取り上げますと時間もありませんけれども、一つの問題といたしまして、大学は駅弁大学になつてゐる。したがうして、そこには非常に質の低下があるのではないかと。今後予想されますことは、ますます修学希望者がふえて受験地獄になつてくる。したがうして、ここで多額のお金を援助するなりして、そうしてその充実とその大衆化ということについて対応をはかつてまいらなければならぬ。したがうして、そういう件について意見がこれもいろいろございまして、少数精鋭主義でいくべきである、いややはり社会の要請に従つて大衆化を受け入れて、それがまた大きく今後の発展に寄与すべきである、こういうような意見があるわけでありまして、けれども、そういう点についてどのように考へていっているか。これが第一点です。

その場合に、私が思ひますけれども、この教育と申しますものが非常に社会の発展に寄与していることは、事実のことであると思ひます。したがうして、そのお金を出す場合において、やはり国民総生産の何%までは持つていく、最終的にいかなければならぬのじゃないか。これは先生が主張されておられます学校をつくるにいたしまして、私学を援助するにいたしまして、財政の真づけがないところにはそういう実際の効果というものはあらわれないわけでありまして、教育というものが社会においてどの程度重視されているのかという面について、そういう予算との関係をお伺ひしたいと思ひます。

それから第二点は、先ほど先生が教授の給料のことで非常に安いというお話があつたわけでありまして、教授の方の人数が足りないといひましか、今後その点を充実していかなければならぬ、こういう議論があるわけでありまして。現在世界に対する頭脳の流出であるとか、それからまた一流企業に非常に優秀な人材が取られていくとか、そういうことがあるわけでありまして、けれども、そういう点について、一体教授の位置づけと申しますか、そこをどうこの辺でいままでの経験においてお持ちになつていらつしやるのか、こういうことでもございまして。

それから第三点は、先ほど来役員のことから議論されておるわけでありまして、その審議会が、いままで私学振興会の際には二十名で行なわれていたのが、今回十名に減らされている。これも文部大臣の答弁によりますと、少数精鋭主義で、力を持った方が十名でやったほうがいいんじゃないか、少ない数でやったほうがいいんじゃないか、こういう意見があるわけですね。しかしながら、現在の社会というのはいろいろな層に分かれておりまして、多種多様な意見があるわけでありまして、その場合において、なるだけ審議会のメンバーといふものを多くして、そうして少しでも国民的な合意の教育というものを行なつたほうがいいんじゃないか、こういうこともあるわけでありまして、けれども、そういう点についてはどのように考へていられるのか。

それから第四点につきましては、一口に言ひますと、金を出すけれども口は出さないということが行なわれてまいらなければならぬ、こういうことになつておるわけでありまして、現実この財団法を設定するにあたりまして、ここが非常に問題になつておるところでありまして、その点についてもう一步、具体的に申すればこの程度経理の内容をはつきりするということが当然のことである、けれども、教育について文部省として言うべきではない、こういうような意見等もある

と思ひますけれども、そういうところを、ひとつ簡単でけっこうでございますが、明確にお願いいたしたいと思ひます。

○永井参考人 非常にむづかしい問題がたくさんありますが、まず第一点、駅弁大学のような姿でどんな学校は拡張していくが、これについてどう思ふか、これについてどう思ひます。私は、わが国の大学の一つの重要な問題で、しかも中教審答申に触れておりません点、これをぜひ御考慮願ひたい。中教審の一月十二日の答申は、大学の多様化ということを申しておりますけれども、現在の日本の大学の教育、研究の頂点が国立大学に片寄つており、しかも国立大学の中で東京大学がほとんど優先的位置を占めておるということについて、何も触れておりません。これはいけない。要するに、ほかの社会もそうでありまして、一つの頂点ではなく、幾つもの頂点がある。そして頂点との間に競争関係があるところにおのずから発展、進歩が生まれるわけでありまして、そのように高等教育政策を展開すべきであるというふうに思ひます。したがうして、私が先ほどから、この私学振興財団法案のごときもわが国大学の改造全体の環として考へるべきであると申し上げましたのは、たとえば私学の中からチャンピオン大学のようなものをつくり上げることができまして、これが優に東京大学と拮抗するようになつて強化していくことができれば、ならば、わが国の教育、研究が非常に強化される。事実わが国の明治時代におきましては、赤門と稲門、あるいは赤門と三田というものは拮抗した状況にあって、それがわが国の文化の発展に非常に寄与をいたしましたことをわれわれは忘れてはならないわけでありまして。さらにまた、わが国の東京大学はわずかに九十年の歴史を持つてゐるにすぎませんけれども、イギリスのように、何百年の歴史を持つてゐるオックスフォード、ケンブリッジ大学、その二つの頂点といふものを現在正すべきであるということをイギリスの政府は明らかにしております。オックスフォード、ケンブリッ

ジを中心とする一九四五年、つまり第二次大戦が終るまでの大学の数が二十四でございす。第二次大戦以後にできた大学が二十四であります。その頂点はサセックス、エセックス大学である。サセックス、エセックス大学をむしろ強化することによってオックスフォード、ケンブリッジをよみがえらせようということが、イギリスの政策になっております。その程度の積極性がわが国の大学教育、大学政策にないところ、私は非常に問題があり、答申がこれに触れていないということも嘆かわしいことだと思ひます。

もう一つ、せっかく議員諸公がお集まりでありますから率直に申し上げますと、わが国では、たとえば文部大臣が総理大臣におなりになるということは、非常に少ないのであります。そして大蔵省関係の方が総理大臣におなりになる例が多いようでありまして、しかしながら、それは決して責めるべきことではなくて、わが国の発展の一段階において必要であつたことであるかもしれせん。しかしながら、他の国々におきまして、たとえばイギリスのウイルソンあるいはドイツのブランドンという人たちは、いずれも文教の中心であつてさらに自分の政界を率いていくという人々である。そういう段階に歴史が入つてきているということを、この際国会の方々に強く認識していただく、そういうことがあつて、そして幾つもの頂点をつくる努力がありまされる場合に、初めて駅弁大学、ウのまねをするカラスというやうなものがあるという状況が開聞されるのでありますけれども、国会においてそのような意気込みがなければ、そういうことはなかなか望むことができません。

第二番目、予算であります。予算は、わが国は明治維新以来今日まで、小中高教育の充実によつて知識の普及、これにつとめてまいりましたから、高校教育段階までは、国民一人当たりの所得に対する教育負担費というものは、先進国並みであります。しかしながら、文部省も明らかにいたしておりますけれども、高等教育におきまして

は、国民一人当たりの所得に対する高等教育投資率は、先進国の約半分でございます。これを倍増しなければ先進国並みにならない。それが国民総所得の何%になるかというところは、いまここに数字を持っておりますけれども、もっと具体的な数字で申しますと、一九六八年度国立大学総予算二千八百億圓というものは、当然六千億圓になつてしまふべきものでありまして、さらに私学の充実ということを考えると、一兆円程度のレベルで考えねばならぬべきである。確かに、高速道路計画あるいは新幹線計画というふうな場合には、長期的な兆がつく予算が出ておりますけれども、高等教育においてはさういふものがない。それが実は教授の流出に影響がございす。一九六八年度大蔵省税制調査会の報告によりますと、わが国の中堅サラリーマン層は、税込み年間所得百五十萬圓から四百萬圓でございす。ところが、中堅サラリーマン層の中堅サラリーマン層の中には、中堅サラリーマン層の中に入り得たものは、二八%にすぎません。つまり大学の教師は、大多数が低所得層であります。私もその一人でありました。これは非常に困ります。そこで、わが国は、お金のない国でない証拠は、プロ野球や芸能関係におきまして、アメリカ合衆国からわが国に体力の流入がございす。そして頭脳は流出いたしております。したがって、かような方向といふものを転換するといふことを考えなければならぬ。しかしその場合に、すべての人の給料を一挙に上げることができるといふ問題に直ちにぶつかつてあります。私が公社を主張いたします重要な理由も、そこにあります。現行公務員制度、給与制度といふものに執着いたします限り、とうてい、すでにでき上がつてしまつた、そして過去何十年間にわたつてネグつてきた大学の問題を一挙に解決することはできない。そこで十年、二十年、三十年の長期的計画でやつていくというためには、公務員法とかあるいは給与体系からはずしたところで、もうちょっと柔軟に大学経営を行なうという姿でもって、優秀な先生をわが国にとめ

おくばかりか、これを迎える。目下話題になっております国連大学のごときものも、そういうふうな問題の一つの目玉にしていこうというくらい積極性がなければ、とうていこの窮境は打開できず、大学の沈滞は続くでございす。

第三問、審議会の人数はどのくらいにしたらよろしいか。この問題につきましては、これは非常にむづかしいです。十五人がいいか、二十人がいいか、それは審議会の内容にもよりますし、それからどのくらいパートタイムがいますかフルタイムがいますかといふふうな問題にもよりますが、ただここで一つのことだけ申し上げておきたいのは、こういうことです。私はイギリスの——イギリスは大学政策に非常に熱心な国であります。クラウザーレポートというものを出して、それは十数冊に及ぶ長々とした報告書であります。わが国の教育関係に対する答申といふのは二十ページか三十ページ、そのことをいふもふしぎに思つております。しかもイギリスの非常に著名な人物が、そういう審議会に長々と報告書を書いておる。一体イギリス人はそれだけ大学に対して奉仕的なのかどうか。そこでそのことについて聞いてみましたところ、実はこういうことがあるそうです。つまりイギリスのそういう審議会の場合には、非常に優秀な人を引っ張つてくる場合、フルタイムで働いてもらう。そしてその人がそれまでもらつていた所得に値するものを審議会員として払う。そのかわり、その間はその仕事をしてもらわれない、全く審議会の仕事をしてもらう、そういう形になつておる。ところが、わが国の審議会は、えてして片手間審議会になつておまして、事実上は官庁において素案をつくる、そういう形になつております。したがつて、審議会の人數よりも、私はこれから審議会の形態、その財政的裏づけをどうしていくかということが、非常に大事であるといふふうな考えるわけでありす。

それから四番目、これは金を出すが口は出さないといふことが、はたして可能であるか、そういう意味の御質問だつたと思ひますが、さうでござい

ますか。——いわゆるサポート・バット・ノー・コントロールは当然の原則であつて、しかもそのことは可能である。ただ、そのことは、教育の自由放任主義といふと違ふのだと私は思ひます。そのことはしばしば誤解されます。そういう教育の自由放任主義といふことをやりましたならば、非常に無責任なことになる。たとえば農業が次第に縮小していくのに農業研究者がふえるといふことも、十分に起こり得る。お医者さまが足りないのにお医者さまが出てこないといふこともある。そこで、国家的な総合的計画機関といふものが絶対に必要だと思ひます。私は、文部省の調査局とか大学学術局は何もしてないといふのではないのであります。しかしながら、はたして大学が小さかつたころにあつたその程度の部局でもって今後の問題をカバーしていかうかといふことに、相當の疑問がございす。顧みますと、経済安定本部あるいは経済企画庁といふやうなものがわが国の経済の窮境から発展へ果たした役割といふものもあつたかと思ひますが、私はその比喩を用いますならば、今日、教育企画庁といふやうなものを考えなければ、事は実は大学だけではななく、小中高に及んでおります。もつとはつきり申しますと、小学校ではもう教育はおそいのでございす。ゼロ歳教育が始まつておまして、テレビは、お母さんより先に子供に話しかけておるのです。そういう状況の中で、教育が持つてくるウエイトはきつめて大きい。その場合に、いままでのやうな形の対応方式でもって教育を考えてよろしいか、それが七〇年代の課題であると私は考えているといふことを最後に申し上げて、お答えいたします。

○新井委員 どうもほんとうにありがとうございます。

○八木委員長 伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 時子山さん、稗方さん、どちらからでもよろしうございすが、お考えをいたしたいと思ひます。

今度のこの私学振興補助金について、大体三つ

考えがいわれておるようであります。一つは、次の時代の日本を背負って立つ高等教育をするのであるから、したがって、国が補助金を出すべきじゃないかというのがある。いま一つは、さつきからも話が出ておりましたが、金を出す口を出すな、それは先ほどの中原さんからもおっしゃったことに尽きておるのではないかと思ひますが、補助金はもらいたいが、文部官僚の天下り干渉してもらつては困るというのがある。一つである。もう一つは、私立大学も今日ではもう私企業である。だからしたがって、国からそういう補助金をもらうべきでないということが、学校経営者の中からもそういう意見が出ておりました。この三つ、私が大体総合してみますとあるようでございますが、こういう点に対して、どのようにお考えになつていらっしゃるか、これをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○八木委員長 永井先生、たいへん御多忙のところ長時間貴重な御意見を拝聴させていただきました。ありがとうございます。もうお引き取りいただいたてけつこうでございます。(拍手)

○時子山参考人 ただいま三点について意見を述べるといふことでございますが、次代の日本を背負つて立つ若者に対する教育であるから金を出せ、こういう御意見があるようでございます。当然のことだと思ひますが、日本では特に若者は大学に行きたがる。ヨーロッパから見れば、大学への進学希望者が非常に多いのであります。多い国はアメリカとソビエトと日本でございまして、なぜ多いかという、いわゆるカースト、社会的身分制度の制約が日本では非常に薄れてきております。実力があれば社会の第一線に出られる。ヨーロッパでは必ずしもそうでない。ソビエトとアメリカと日本で若者の進学率が非常に高いというところでございますが、先ほど、駅弁大学の大量の学生を入れるが、少数精鋭主義が多いということがございましたが、私は、現在進学率が多いということは、歓迎すべきことである。運動選手も、数が多いればその頂点に優秀な選手が出ますよう

に、大学生の数も多いので、優秀なエリートが現在育ちつております。現在の新制大学は高等普通教育で、エリート養成でないとなつてまいりました。わけておきますけれども、私の経験から見ますならば、その中から戦前よりは数多く若い優秀なエリートが育ちつてあると思ふんであります。そういうことを考えますと、ことに激動の時代、危機の時代を迎えますと、世の中が大きく進展するし、知識社会の到来が予想されておるときに、私も、未来を背負う若者に対しては、金を惜しみなく出して教育をすべきである。また、先ほど私立大学に人件費を出すのが当然ではないかという御意見がありましたが、ついでにこれに関連して申し上げますが、日本の今日の、たとえば十七歳を考えると、同年配の若者のうち二・六％は短大を含めた大学に進んでおるといふことは御承知のとおりでございますが、そのうちで国立が五％の学生しか預かつていない。ところが、国立大学中心でありますフランス、ドイツにおきましては、一・一％の学生を預かつておる。あとは私立大学がこれを預かつておる。そのために、私立大学の量的な拡大が起つてまいりました。これにつきましても、先ほど申しましたように、日本ではカーストが非常に薄れているというところ、戦後憲法が新憲法に改正されて、社会が民主化されてきた、経済が成長して生活程度が上がつてきた、文化が開発されてきたといううようなことが、さらに大学進学者を多くしてまいり。それを私立大学が今日まで国立に肩がわりして引き受けてきたのであります。現在の大学全体の教育水準あるいは研究水準を高めるためには、私立大学の研究、教育の水準を高めるのがまず第一である。OECDの教育視察団も、量から質への転換がいま必要だ、こういうふうな報告をしておるようでございますが、そういう意味で、私立大学に対して大きな経費を国から出していただきたい、これが今回の私どもの要求の前提になつておるわけでございます。

次に、第二点として、金を出す口を出すな、

これは原則として当然でございますが、先ほど申し上げましたように、私たまたま財政学をやっておりますので、今回の私学振興財団法の中の規定は、予算関係法案であるとは私に考えておりまして、それ以上に出るものではない。あそこにある制限規定がございしますが、予算に關してであつて、国の補助を要求しない私学に対しては、何ら関係がないのでまいりました。国民の税金を使わしていただく以上は、やはりそれだけの責任を私学のほうで持たなければならぬ。先ほどの経理の公開の意見もございします。私は当然だと思ひます。私、総長に選任されて、直ちに日本公認会計士協会に頼みまして、公認会計士の検査をお願いいたしました。もう報告もいただいておるのでございます。そういう姿勢が必要であるといふことを考えておりますが、原則は言うまでもなくコントロールを必要以上にやつてはならないので、経理に關する限りのものでとどめるべきものである。また私は、私学振興財団法も、そういう方向で運営していただけるものと考えております。

第三点でございますが、私立大学は企業だから金を出すべきでないという御意見があるようでございますが、どういふ根拠からそれを言われるのか、ある特定の私立大学を言われるのか、全私立大学を言われるのか、私はその根拠をさういふ人たちに示していただきたいと思ひます。いま私立大学は、さういふ若者の進学率の上昇に応じて大きな増強はしてまいっておりますが、あるいは中にはさういふ誤解を受ける学校もあるかもしれせん。また、私、文部省の大学設置審議会、それから私大審議会の委員をしておりまして、できた学校のアフターケアにおいて幾らか実情を存じ上げていられると思ひますが、さういふ非難を受けることも絶対にないとは申しかねるのでございますが、それを理由に金を出しなさいかぬといふことはいかかと思ひます。次第でございます。

○伊藤(卯)委員 いま、私立大学は私企業であるから、したがって国の補助を受くべきでないといふ意見等が、大学の経営者の中にあるといふことを私申ししたわけでありまして。御存じのように、日本くらい大学の多いところはないのであります。したがって、また経営内容も非常に千差万別です。かなりいいところもある。まあどうやらさうやらというところもある。全くやつていけないところもある。だから、私が申し上げたのは、やつていけないところ、まあまあやつていけるところ、さういふところからの意見でございます。でありますから、さういふ大学が、これまたいま申ししたように、非常によく健全経営がやれておる、まあまあとにかく何とかやれる、どうしてもだめだといふような、さういふところをどういふようにしたら、補助金だけに依存するといふこともどうかと思ひますが、これは結局大学の経営のやり方が悪いのか、あるいは地域的な点等にあるのか、時間がたてばよくなつてくるのか、あるいはさういふ状態をつくつておると思ひますが、さういふ大学の健全経営といふか、合理化といふか、さういふ点についてどうお考えでございますか、御説明願ひたいと思ひます。

○時子山参考人 いま御指摘のような問題は、確かに私どもも非常に心配しております。これは大学設置審議会でも審査いたしますときに、一定の条件がありますればこれを認可するといふことでやつてきたところに、反省すべき理由があると思ひます。そこで、まださういふことは具体化しておりませんけれども、私の文部省に申し上げておりますのは、国の大学政策を立てて、さういふ大学申請が出てきた場合に、国としてそこをさういふ種類の大学が必要かといふことを研究し、同時に理事長、学長がはたして大学経営の能力、識見ありやないやといふことを調べて、次の年にいまいま先生御指摘の問題に対する対処の方法じゃないか。国立大学も同じような方法をとつたらどうだろうか。いま御指摘にありましますように、非常にやればやるほど赤字になるとおそれられる大学も、

が見えなくなってきたしまったんだ。だからして各方面から専門的に勉強しておる人々が、学校、特に大学などは企業化しておるといわれるゆえんは、いま私が御参考までに申し上げましたようなこと等が、多くの例があるのでいわれているのではないかと思います。そういう点から、やはり管理者を中心にしまして教授会あるいは教師の人たちが、生徒は教え子である、われわれは恩師である、そういうことについてもっとブライドを持ってやらなければ、ますます複雑な状態がだんだん大きくなってくると私は思いますが、そういう点についての教育のしかたなどについて、どういうふうに今後のお考えをお持ちであるか、ひとつお教え願いたいと思います。

○中原参考人 委員のお話は、世間でも盛んにいっておることです。私が考えますのに、やはりすべての責任は官学の先生方にあると思う。というのは、官学の先生こそ非常に教育を企業化しておられる、というのは、私に言わせると、官学の先生は学問の切り売りをしている、とか思えない。そういう点があなたの指摘されるようなことに該当するのじゃないか。私立だけが経営のためにやっている、そういうふうにお思いになりますけれども、先ほども申しましたように、われわれ小大学の一国一城のあるじどもは、決して学問の切り売りを生徒にした覚えはございません。あなたの御指摘のように、はつきりと青年に、われわれの思う人間性の涵養について厳たる態度をもって臨んでおります。あの官学のようなだらしのないことは、決してやっておりません。ですから、もし企業化しているというなら、官立こそ企業化していると思う。学問を切り売りしておる。かつて、去年ですかおとすですか、森戸辰男さんがこういうことを言われました。今後大学あるいは教育というものは、教える者とあるいは教えを受ける者と、そういう考えはすべきでないというようなことを言っておった。いまあの人はどう変わったか知らないが、赤から白になる人だから。いろいろ変わるんだ。しかし、そういう考えを

持っておった。官学の方々は、大体が翻訳の名人です。私立にはわりあい翻訳の名人というのはいりません。やはり自分の人間に立脚したところからほとぼり出た考えをもって学校を経営しておるといのが事実です。そういうところに、あなたの御指摘のように、何でも企業化しちゃった、ことに私立はそうだとすることについては、私もそれはそれをそのままちょうだいするわけにはいかぬです。官学こそ企業化しておるのです。

○伊藤卯委員 時間の関係がございますようです。いま一点だけひとつお許しを願いたいと思います。特に私立大学の教授の人たち、職員の人たちの待遇がよくない。したがって、このたびの補助金等にも関連することとございますからお伺いしておきたいのですが、そういう待遇条件があまりよくないし、これもまた千差万別であるようですが、そういう点等がありますから、したがって、自分の学業にすべてをささげて勉強して教えるということより、むしろ生活的な考え方が、したがってアルバイトとかいろいろ無理なことでもやらなければならない。そういう状態では、やはり学校側もいい教授を得ることができないというところから、税金のかからないような形ででも何とか優遇しないという教授を得ることはできない、いい教授は出ていってしまうという点からそういうことをやられておるところも——これはあに大学ばかりじゃありません。ほかの私企業から各団体などにも、これはことごとくある例といってよろしうございます。課税の点からいけばこれは脱税。しかしながら、現代の社会情勢からいいますと、やはり給与その他で優遇をしていかなければならない、それでなければいい人を得ることができないというところからそういうことと等がやられておるわけでありますが、これは学校が次代を代表するこの高等教育というか、そういうすぐれた教育者を得るために、またよりよく勉強をして大学の誇りを持つために、いい教授を得るといことが非常に大事であります。こういう点から、そういう待遇条件というのが非常に

よくないから、したがってアルバイトなどをやらせないような学校経営というようにすることについて、ひとつどのようにならうかということについてお聞かせを願っておきたいと思ひます。

○時子山参考人 いま大学の先生のアルバイトの話が出ましたが、私学と国立と比較してどっちがアルバイトをやっている先生が多いか、問題じゃなからうかと思ひます。ただ、私学は金がございませぬので、いい先生を得ることが非常に困難であります。これはしかし、私学に限らず、日本の国立にも言い得ることじゃないかと思ひますが、先ほどもお話が出ましたように、給料の低い代表は大学の先生だということになっております。昔はまた幾らか大学教授という社会的に尊敬されましたので、武士は食わねど高ようじというやうな点がございまして、最近では労働組合などがございまして、非常に待遇改善を要求いたします。しかしながら、資金に限りがございまして、その要求は満たすことがむずかしいのであります。私どもの大学の経験といたしましては、よそへ逃げていくというのはございませぬ。国立からもやってきていたございまして、いろいろ事情も各学校にあらうかと思ひますが……ただ一番の問題は、大学院に優秀な学生を残そうと思つても、なかなか優秀なものが残らなくなつたというところが、一般的に言えると思ひます。戦前でありまして、優秀な学生に大学へ残つたらどうかといえども、戦後はなかなか残らない。先ほど一流会社の課長級になるのは二八%という先生のお話がございまして、若い卒業生が私のところへ来て、自分の給料と比較してまことに先生に申しわけないと思ひますと言つておりますが、根本の問題は、大学教師全体について——これは大学ばかりでなく、小学校からの日本の学校の教師について言ひ得ると思ひます。次代の若人を養成して日本の将来をになうという使命を果たすということから言ひますならば、私はこの前佐藤総理に会つたときに、小学校から大学までいまの給料の三倍に

してくださいと座談の中で申し上げたのでございしますが、むしろ困難はそういうところにあるんじゃないかと思ひます。

○伊藤卯委員 ありがとうございます。

○八木委員 塩崎潤君。

先生の思い切つた御意見を承りまして、ほんとうに参考になりましたことを最初に御礼申し上げます。その先生の御発言の中に、補助金は大きな総合大学はもらえなければならない、小さな大学は幾らもらえない、こんなやうなことで文部省の干渉が強くなるということとは好ましくないという御発言があつたのでございします。私は、この補助金の配分方法について、先生の御意見を承りたいと思ひます。先生の御発言が、もしもほんとうにそういう事実がありといたしますれば、私学の大きな存在理由は何かといつても個性のある教育だと思ひるのでございしますが、そういう見地から心配でございします。

それとともう一点、今回の財団法の審議にあたりまして私どもが気がつきますことは、財団法の二十条の中に、今後補助金の配分は文部省から財団に移されるという規定がございします。しかもまた、その配分の基準は法律のどこを見ましても明確に書いていない、こういうことになつておりますので、私はこの点について心配がますます大きくなるだけに、先生の御意見を承りたいと思ひるのでございします。

そこで私は、しかし文部省といえども、おそろしくこれまでいろいろの見地と申しますか、むしろ十分練られた、たとえば学生数、あるいは補助金交付の目的でございしますところの設備の大きさ、こういう客観的な基準から補助金が配付されていくと思ひるのでございしますが、もしも先生のやうな御発言がございしますれば、はたしてそのやうな事実を示す例証があるかどうか、この一点をまず最初にお伺ひしたい。

は、文部省は法治国家のもとにおいて、おそろしく民主的な合理的な方法で配分をいたしておると思ひるのでございしますが、もしもその配分の中にそのやうな、先生のおっしゃいましたやうな事実を裏づけるやうな原因がありますれば、それは何かということをお伺ひを願ひたいと思ひます。

第三は、しからばそういう原因を考えた場合に、どうすれば補助金の配分——私は補助金だけじゃなくて、私学振興会になりまして以来の貸し付け金の貸し付けのしかたにも関係があると思ひるのでございしますが、どうすればいい先生のおっしゃいましたやうな欠陥が除けるであらうか。今度私学振興財団ができていけば、このやうな欠陥はおのずと除かれるかどうか。おのずとは除かれないんだ、それにはどういふことにすればいいのだ、先ほど来申されましたやうに、役員の中に私学の関係者をたくさん入れるとかいろいろの方法がございしますが、このやうな対策について御意見がございしましたら、第三にお伺ひしたいと思ひます。以上でございします。

○中原参考人 一番初めの御質問は、私の申しましたことを多少誤解されておられるやうであります。私立大学の補助金がある学校は少なく、大きな学校は多いというところは、こういう意味なんです。つまり小さい学校というのは、学部が一つしかない。ところが、総合大学は学部が幾つもあるわけです。十も二十もあるわけです。そうしますと、文部省に申請する場合に、二十の申請ができるわけです。小さい学校は、いつまでたつても一つしかできない。しかもそれなりの配分の委員会においての作業が行なわれるわけでありまして、やはり私立の経営者は何とかして学部をふやして大きくやろうというやうな気持ちに相なるのであります。これは、やはり国家の文教状態としてよくないことだと私は思ひます。日大だのその他の大きな学校になるというところは、日本の教育の発展の過程として当然かもしれませぬけれども、今日のように相当に国民も教育を受けてまい

りますと、早稲田であり日大のような大きな組織を持つ場合は、それ相当の統率者というものがなければならぬし、それを発見するということは至難のことではないかと思う。人間の能力というのは個人に限定されるのでありますから、なるほど合議制においていい考えを集めてよくやるのがデモクラシーだとか何とかいっておられますけれども、私はそういうことは考えられないと思います。毛さんの国は毛さんがすわっておられて、そうしてアメリカのようないわゆるデモクラシーの国が手を焼いているという事は、よくおわかりだと思ふ。一人の人間が権力を持ていつまでもいるという事は不都合だという考え方は、これは考え直す必要がある。選挙においても、あなた方はおわかりのように、十萬票取ったものが落選して三萬票でも当選するというようなことが、今日起こっているじゃないですか。

先ほど申し上げましたように、今日の佐藤さんも、二言目には民主的ということを使わなければならぬ。その民主的とは何だということとは、よくはわからない。大体においてアメリカ流ということにしかならない。それでアメリカの国はどうだということ、ああいう状態だ。いつまでたってもベトナムの始末もつかない。これはやはり民主主義というものを間違えているのだと思ふ。民主主義というものは、彼何人ぞやわれ何人ぞやという認識をはっきり持つて、まさすことは自分よりできる人にはつきりとかまかすというのが、民主主義の真髓じゃないかと思ふ。大ぜい寄つて選挙ばかりやる、そんなことは民主主義の一番悪いことであり、そういうことを続けておれば、無能なやつが集団で有能な者をじゃますという結果しか出てこない。今日はそういう状態じゃないかと私は思つております。やはり自己をはっきりと見詰めることを教育としては訓練させるべきだと思ふ。何でも平等だとか均等だとかいって権利を主張する、それが当然である、わからなければすぐ選挙に訴える。しかし、それもやはりからくりがありまして、適当に頭のいい者が大衆をだましてお

る。これが現実です。それが二番目のほうは——もう一べんちょっと一言おっしゃっていただきたいのですが……。配分の方法でしたか。

○塩崎委員 まず最初は、総合大学のようなところにかくさんの補助金が行き、小さいものには行かないという事実があったかどうか。

○中原参考人 それは事実です。いつでもそうです。というのは、何も悪いことでも何でもなくて、学部が多いから結局たくさんもらへる。金というものは、御承知のとおり、小さな金と大きな金の運営とは力の状態が違ふ。

○塩崎委員 そういたしますと、いまの総合大学のほうに多く行き、あるいは小さなほうにはあまり来ないという事は、別に悪いことではない。

○中原参考人 そうです。

○塩崎委員 私の誤解かもしれませんが、最初はどういったことが補助金の配分を乱しておるのだというふうな印象を受けたものでした。それから聞きだしましたので、それなら、その後の原因とか対策とかいうふうなことはあまり必要ではないかと思ひますので、質問は取りやめてもけっこうであります。

○中原参考人 文部省には、御承知のとおり、助成金の配分委員会というものがあつまして、私も出ておりますが、それがかなり公平にやつております。この前、この学校にはこのくらいな程度の申請があつて、このくらい出して、今度はこういうものをこつこつと買ひたいという申請を出しておるから、それをよく検討しまして、確かにこれを買うという事はこの学校にとって必要なことであるという場合には、委員はそれを認めてやはり出しておるわけですから、そういうところには先生が危惧されるようなぐあひの悪いという事はあまりない。ただそこへ出てくる——これは人間の社会のことですから、出てくる委員そのものの発言力というものは、相当響くわけですから、それはどこの社会でも同じことですから、これは論議をしてもしょうがないと思ひます。わり

あいにそういうほうは、文部省は別にそれをどうするとか、非常に変な配分の方法におちい入るというふうなことはいままでも私の知つてゐる範囲ではございません。

○塩崎委員 それでは、ありがとうございます。

○八木委員長 小林信一君。

○小林(信)委員 一時までという予定でございましたので、もう一時になりましたから、あまりお伺いすることは失礼だと思ひますので、一つだけお伺いをいたします。

実はいろいろお話を聞きましてたくさんお聞きしたいことがあるのですが、時間の関係から一つだけにしほつてお伺いいたしますが、この財団法の生まれる原因というものを、私も考えなければならぬと思ひます。私は私なりに考えておりますが、あるいは他に特別な御意見がございましたら、お三人からお伺いをしたいのです。

一つは、いまの社会事情と申しますか、経済事情というふうなものの中から、ますます企業というものが拡大されて、しかも技術革新が要望され、あるいはそこに働く人たちの学歴というふうなものももっと高い学歴をというふうな、時代的に要求をされてくる。そうすると、これからますます大学で勉強しようとする人たちが多くなつてくる。そうね。そういう中で、過去の経験からいまして、もともと国立あるいは公立でこれをまかなうことはできない。いままでもそういう事実がありまして、たまたまに、私立にましますお願ひをしなければならぬ。そういう国家的な責任から考えてもいかなければならぬと思ひます。それが一つの原因であるし、また先ほど永井参考人から特別にお話がありまして、いままでの大学だけでなく、学制全般をもつと再検討しなければならぬ。しかも総合的な計画的なものを考慮しなければならぬというふうなものの中に考慮されておると思ひます。そういうものと同時に、もう一つの問題とすれば、大学紛争等から私学に要望されておられます。国民の声というふうなものにも政府は応じなければならぬやむを得ない立場から、

この法律というものが考慮されたような感じがいたします。文部大臣は、いまはわずかし金計上しておられけれども、将来は人件費の半分ぐらいは支出するような、そういう将来性をもつてこの法律をつくるのだ、こういうふうな言われておりますが、それらもやはり学園紛争というふうな事態から考えられたものではないか、こういうふうな私はいろいろな想像するわけですが、おもな点を三つしほりまして、そこからいろいろ問題を私は考へてゐるわけですが、学園紛争の中から出たものは、国公立に、これに格差を持たしておることはけしからぬじゃないか。社会的な要求から同じように税金を納めておる者の子弟が勉強するのに対して、その差別をなくす必要がある、これは非常に強い声だと思ひます。こういうものに、政府は、政治は当然応じていかなければならぬと思ひわけでありまして、またそれに對して私学は万難を排して対処してきて、いろいろ犠牲を受けたらあるいはそのために困つておいでになるような問題もたくさんあると私は思ひます。そういうものに、法律で、もつと大胆に、国民の要望というものはもつと強いものを要望しておるのですから、そういう性格を持った法案でなければならぬ、こういうふうに私は考へておるわけですが、たがって、先ほど連盟の会長さんから公共性があるのだ、公共性のあるものに金を出すことが間違つてゐるかどうかというふうなことを反問があつたわけですが、われわれのほうからの質問というのは、決して公共性を無視してゐるわけではないと思ひます。これは私立学校法が生まれるときに、私立学校に国が補助をするということがはたして正しいかどうかという問題が検討されたことは、皆さん御存じだと思ひますが、やはり憲法の八十九条というものを考へていくと、国が私学に援助するということは、ちやうどよししなければならぬやむを得ないものがあるわけですから、その中からいって公共性を引きずり出して、そして私学に援助するというふう

な道を開いたというのは、私学が今日こういう重要な社会性、公共性を帯びておるものに、せめて多少でも即応する道が開かれたと思うのです。したがって、憲法の精神からいっても、その公共性に対しては異議はない。だがその逆の、国が金を出すことによって私学の特性というふうなものを侵してはならない、こういうことが憲法八十九条の内容だと思ふのです。そういう点から、皆さんが問題にしておられます私立学校法の一部改正の問題は、これは非常に重大な問題だと思ふのです。が、それもそういう趣旨から考えれば、これは十分警戒をし、そういうものがあつてはならないような法案にしていかなければならぬと考えます。

そこで特に私はこの際、社会的な要求というよりも、経済成長政策というものが、教育というものと一緒に入れた計画的なものでなかつたというところに、今日の事態が生まれておるような感があるわけですよ。経済成長政策を実施するというふうな場合に、もっと教育を中に入れて考えてこなかつたところに、今日のような私学の状態というものが生まれておるのではないか。あるいは教育全般に対して国民のいろんな意見が出ておるのも、それが原因ではないかと思ふのです。

そういう誤りを直していく場合に考えなければならぬ点が多々ありますが、一つだけこの際、失礼とは思いますが、お伺いしたいのは、この状態の中でたくさん希望者を収容するというふうな中から、施設の問題、あるいは設備の問題、あるいは教授陣の整備というふうなことから、私学は経済的に相当苦勞をしてこられたと思ふのです。が、大きい大学はともあれ、先ほど中原参考人が言われましたように、一國一城を誇るような大学には、特にあるのではないかと思ふのです。失礼な言い分ですが、いま財政的にたいぶ借金をお持ちになつておる学校が多いようなことを聞くのですが、そういう財政事情について、ひとつ中原参考人からお伺いをしたいと思ふのです。というのは、それにもいろいろ問題があるのですが、特に附則の第十三条の八と九とを私は見ましたとき

に、「文部大臣の定める基準に従い」——まだその基準が出ておらぬようですが、学校法人の会計基準というものがどういうふうに出るかわかりませんが、それに従つた財政事情を報告する。あるいは九項の「公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならぬ」というきびしい手続をしなければ、金を借りたりあるいは補助を受けることができないというふうなことも私はあり得ると思ふのですが、そういう場合に、きょうまで果たしてきた役目の中から、財政的に苦しんでおるわりのあい小規模の大学等は、こういうものが厳格に行なわれたら補助を受ける資格がなくなつたり、あるいは金を借りる資格がないというふうな、そういう心配がないかと私は思ふわけです。そんな心配のないような法律をつくるということが、私学のこれからの果たさなければならぬ使命——今日まで急速に私学に負担が課せられてきて、それに対応してきたために財政的に苦しんでおるというふうな小規模大学の苦しい実情、そういうものをこの十三条の八、九は無視するようなことになりはしないか、こういうふうな具体的には考えるわけであつて、基本的には、もっと私学の特性とか、あるいは私学が今後果たさなければならぬ使命とか、あるいは国公立と私学との格差というものは是正せよという国民の強い要望がある、そういうものに大胆にこたえていかなければ、ほんとうに私学財団法の使命というものは達成しないと思ふのですが、そういう大きな目的というものはさうおいて、部分的であります。が、いまの二つの条項から考えて、きわめて大きな大学には私は多少恩恵があつても、小規模の学校には冷酷なものがありはしないか、こう思ふのですが、ひとつ中原参考人からお伺いをしたいと思ふのです。なおおかに御意見がありましたらお伺いすることにします。私の質問はこれで終わらしていただきます。

○中原参考人 たいへん複雑な御質問でして、一べんにお込みませぬのですが、私の考えますのは、あなたのいろいろおっしゃる御意見の起こつてくる原因というものは、やはり日本の教育のやり方、そこに欠陥が十分出てゐるのじゃないかと思ふ。一つの学校をどうするということ、それに對して一つの申請の規則を文部省でいつまでたつても変えない。私も委員をしておるときに、こういう方法では国民に迷惑をかけるだけで、しかもろくな学校はできないのだということを経験し上げて、一向に取り上げない。これは慶応、早稲田のようなところから出てこられる方がおっしゃるとすぐお考えになるのではありませんか、われわれのような群小の者が何を言つても、一向に文部省は相手にしない。そういうことで、国民はあらゆる点で小さいものほど下積みになつておる。これが現在の、どの国でもそうかもしられぬけれども、状況なんです。私は、われわれの大学協会においては、どの学校が一番どういふふうな困つてゐるかということをいま具体的に回答ができませんが、ここにわれわれのほうの事務局長、常任理事あるいは会長もおられまして、そういう点は後ほど何かお答えができると思ひます。ただ、官学が日本においてあらゆる教育の面においての規範を示してくる。しかも国民はそれをもっともであると信じておる。それとに抵触したようなものは全部なくなつておらないのだという印象を、いまでも持つております。それから、困るようになったということは、月謝が上げられないかということなんです。つまりなぜ上げられないかということとは、私学自身も非常にばかであつたのは、学問の美名に隠れて、金銭のことについてあまり考慮するということはいさぎよしとしないというふうな妙な風をわれわれは持つておつた。新聞代が千何百倍になつても、まだのはほんとしておつて、しかも官学では、しゃれたライスカレーをべん食はなくなつてしまふような月千円の授業料でもつてゆうゆうと筆答試験の秀才がやつておる。しかもそれが先頭に立つて、授業料を上げてはいけなかつたか、それにまた太鼓をたたいて授業料値上げは限度に来ていふというふうなことを一般化したのであります。私は時子山さんにも申し上げた。だれが言い

出したか知らぬが、授業料が限度に来ておるというのはどういうことなんだ。限度に来ておるはずはないじゃないか。要するものは、ほかのものは上がつておるのだから、授業料も要するなら上げていいじゃないか。そういうところに、あなたのおっしゃる私学の困つておるという原因があるわけでありませう。これは自業自得かもしれませぬけれども、結局すべての日本の教育の混乱は官学にあります。しかもそれは官学の教師の責任だと私は思ひます。決して生徒の責任ではないと思ふ。なぜならば、森戸さんの話を先ほど出したけれども、やはり教育というものは教える者と教えられる者から成り立つてゐるのだから教育だと私は考えておる。それをさうでないというふうなことを言つてふやかししてしまふ、若い者はいろいろ迷う。官学の人間の話を聞いておれば、しまいにたゞで勉強させろ、おれたちは秀才だから。しかし、それは私に言わせると非常におかしい。なぜならば、今日医学が進んで人生七十となつたとすれば、たつた二十前後において国民をえり分けて、筆答試験でもつて点数をとつた者を選び、あとの者はみなだめだ。それらのだめな者が、御承知のとおり、私学に来ておるわけですよ。しかし、それらは何年かたつてみなければ、その成績はほんとうにはわからない。官学の秀才が日本を今日のようにな状態におとし入れたという成績を見ても、あのえり分け方は非常に間違つておつたと思ひます。出題した先生が、答案を書いた本人がどんな人間だかちつとも知らない。つけた点数だけで入れておる。そうしてそれらがかつたことを言つて、授業料は限度に来ておる、何のかの言つておる。しかも、それを少しでも納得させるだけの能力を官学の先生たちは持つておらない。ふだんからそういうことをしていないで、先ほど申し上げたように、あなたお聞きになつたかどうか知らぬが、学問の切り売りだけをしておられるから、学生は、そのことだけに自分らの希望をばばって、主張をしほつて、高い、安い、おれたちはよくできるのだ。しかし今日は、あなたのおわかり

そういういろいろなことをやっておられて、そしていまこの助成金の問題にあたっては、せめて整理したお考えでもってこういうものをつくり、こうしてこういう方法によってやらなければいけないんだと大蔵省が言うのだからうけれども、そういうことはわれわれはともな納得できません。自分らの直轄学校を整備してりっぱにしていって、国民が思っているように規範を示してくれば、

ものが限度にきている。こういうようなことがよく議論されるわけでありませうけれども、その場合において、結局この私学振興財団からいろいろと援助されるお金と、一般的に受験をする学生たちの間の相互関係といえますか、財政援助、どのような形で出てくるのか。こんな少ないお金のために、現在ではそこまではないか。これは水増し定員の問題があるし、それから教員の不足がありま

でございますが、ところが私立大学がいままで学生一人に使っていた平均経費が二十八万二千元。これは私管理局長から伺った数字でございますが、そういたしますと、私立大学はいままで学生一人当たり十五万円の持ち出しをしてきているわけです。その大部分は建設施設にかかっておりまして、それが私立大学の借金の大きな理由になっておるわけでございます。新制大学の基準により

ら十一年平均をとりますが、国公私立、大体年間百二十円でございました。国立は現在一万二千元でございますから、百倍でございますが、私立大学の場合には、今日は七百倍になっておるわけがあります。こういう不均衡が、どうして教育の機会均等から見てあり得るのだろうか。しかもその七百倍が限界にきておる。こういうことが、今回私学が強く人件費、研究費、学生教育費の三本の

柱のもとでぜひ大幅な補助をいただきたいということを要望いたしました理由であります。

○神方参考人 この受益者負担という制度で考えれば、授業料は幾ら上げていいわけなんですが、いまは、ところがいま問題になっておるような限度の問題なんですけれども、事実限度がきつておるうとおるまいと、これを学校で授業料を上げますと、たいへんな騒ぎになる。事実上げるといふことは不可能になっておるわけでありまして、それで私どもは、もう以前のように授業料がどんどん上げられるという時代なら、何とか私学の経営はつじつまを合わせることもできると思ひますけれども、現在においては、もし授業料を上げれば必ず大きな騒ぎになってしまう。それではもうわずかな値上げのために学校は混乱におちいるのでありますから、どこの学校でも思い切つて授業料を上げることができない状態でありまして、しかし、それならどういふふう困っているかと申しますと、これは学校はまあ曲がりなりにつじつまを合わせれば、不足がちの教育をやり、不足がちの状態のもとに、教育、研究条件がはなはだ不足がちでも、やればやれるのであります。私どもは困っているから金をもらいたいというのではなく、現在の状態では私立大学の教育の内容がはなはだしく貧弱である、何とかしなければならぬ、この状態ではたして学生に対して良心からかえりみて十分のことをやっているかということを問われると、これはどうもはなはだ良心にかえりみてどうも不足である、不十分である、こう考えるのであります。そこで、大体施設その他のほうは従来文部省でいろいろ設備の補助等をいたして相当充実してまいつたのでございまして、ただ内容としては教員が不足、それから人件費に困つていふという点で、やはり大学の教育というものは、設備だけの問題でなくして、人の問題でございまして、人がはなはだ不十分である。国立に比しても私学のかかえておる教員数が非常に不足しておる。これを充実しなければならぬ。これを充実していくためには、どうも授業料を上げなければ

充実できない。私どもはやはり内容を充実して向上していきたいという熱意に燃えておるのであります。今度のように人件費を含めた補助があれば、これは非常に助かるわけでございます。ぜひこれはもっと大幅に漸次これを増額していただきたいということを熱望いたしておるわけでございます。ただ困るから補助してくれろというのじゃございません。われわれとしては、学校の内容をよくしていこう、充実していこう、こういう考え方から要望しておるわけでございますから、その点で誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

それから大体経営というものは御承知でございます。しょうが、人数によって非常に違うわけでありまして、小さな大学では、それだけ人数は少ないのですが、それでもやはり一世帯を持ちますと、すべて費用が相当要るのであります。ところが、大きな大学になりまして学生数が多いと、ほとんど加速度的に余裕が出るわけでありまして、私どもは大学に補助を少なくしたいといふことを申し上げるわけじゃないのでありますけれども、その点は小さな大学と大きな大学では財政上も非常な格差があるのであります。学生数が多ければそれだけ余裕が出る。小さな大学、学生数の少ないところは、やはりそれぞれ一世帯を持つていかなければならぬ。当然の経営の費用が相当かかる。その点は、大大学と中小大学とは非常な差別があるといふことも、ひとつ御認識を願ひたい。

それからなお、今度の助成の対象が医科、歯科大学は教員俸給に対する三〇％、それから理科大学が二〇％、一般の教員に対しては、初めは全然これを無視するといふことであります。この、よくやく文部省なりあるいは議会の方々の御努力によりまして、これは一般の教員に対しても助成をするといふことになったのでありますけれども、わずかに一〇％。自然科学系あるいは文科系というもので、それは差別があるものでありましようか。先生の給与に対して助成するならば、これはやはり同等に認めるべきものであつて、どうも文

科系統あるいは社会系統の教員は、卑近なたとえでございすけれども、御飯は一ぱい食べろ、それから理科の先生は三ぱい、五ぱい食べろといふのと同じこととございまして、やっぱり教員という立場からいって、私は同等に助成の対象にすべきものではなからうか、こういうことをひとつ鋭意配分のおりにはお願いしたいものだと思ひます。それから、ちょっと一言申し上げたいと思つたのでございます。

○新井委員 どうも長い間ありがとうございました。

○八木委員長 これにて参考人各位に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には長時間にわたり御出席をいただき、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会といたしましては、各位の御意見を今後法案審査に十分参考にいたしてまいりたいと存じます。ここに厚くお礼を申し上げます。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十六分散会

昭和四十五年四月二十七日印刷

昭和四十五年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局